

平成26年11月20日

平成26年度第6回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第5回審議会会議録の確認について

2 議 題

一般廃棄物処理基本計画の策定について（審議）

3 その他

# 小金井市一般廃棄物処理基本計画

循環型都市小金井の形成

～ ごみゼロタウン小金井を ～

素 案

## 目 次

序 章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	2
第1章 本市の現状と課題	4
第1節 前計画における数値目標の達成	4
第2節 ごみ・資源物排出量・処理量の推移	6
第3節 前計画の施策実施状況	12
第4節 小金井市の抱える課題	28
第2章 基本方針	36
第1節 目指す将来像	36
第2節 基本方針	37
第3節 市民・事業者・行政の役割	38
第4節 本計画の目標値	40
第5節 将来予測	42
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	44
第1節 計画の体系	44
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	46
第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進	60
第4節 廃棄物処理を支える体制の確立	64
第5節 生活環境保全の推進	67
第6節 計画の実効性を高める仕組み	69
第4章 生活排水処理基本計画	71
第1節 生活排水処理の現状	71
第2節 今後の取組	72

# 序章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と目的

小金井市(以下、「本市」という。)では、平成18年(2006年)3月に「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画は、平成18年(2006年)度から平成27年(2015年)度までの10年間を計画期間とし、計画期間を前期・後期に分け、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、見直しについて延伸をしてきたところです。

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月、全焼却炉の運転を停止しました。そのため平成19年(2007年)4月以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしているところです。各施設の周辺住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年(2014年)1月、日野市・国分寺市・本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。この結果を踏まえ、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、整備事業を実施します。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前計画期間の最終年度である平成27年(2015年)度から1年計画を早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

## 第2節 計画の位置づけと対象期間

### 1 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理の基本計画として、本市の上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画及び小金井市環境基本計画との整合を図った上で策定するものです。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

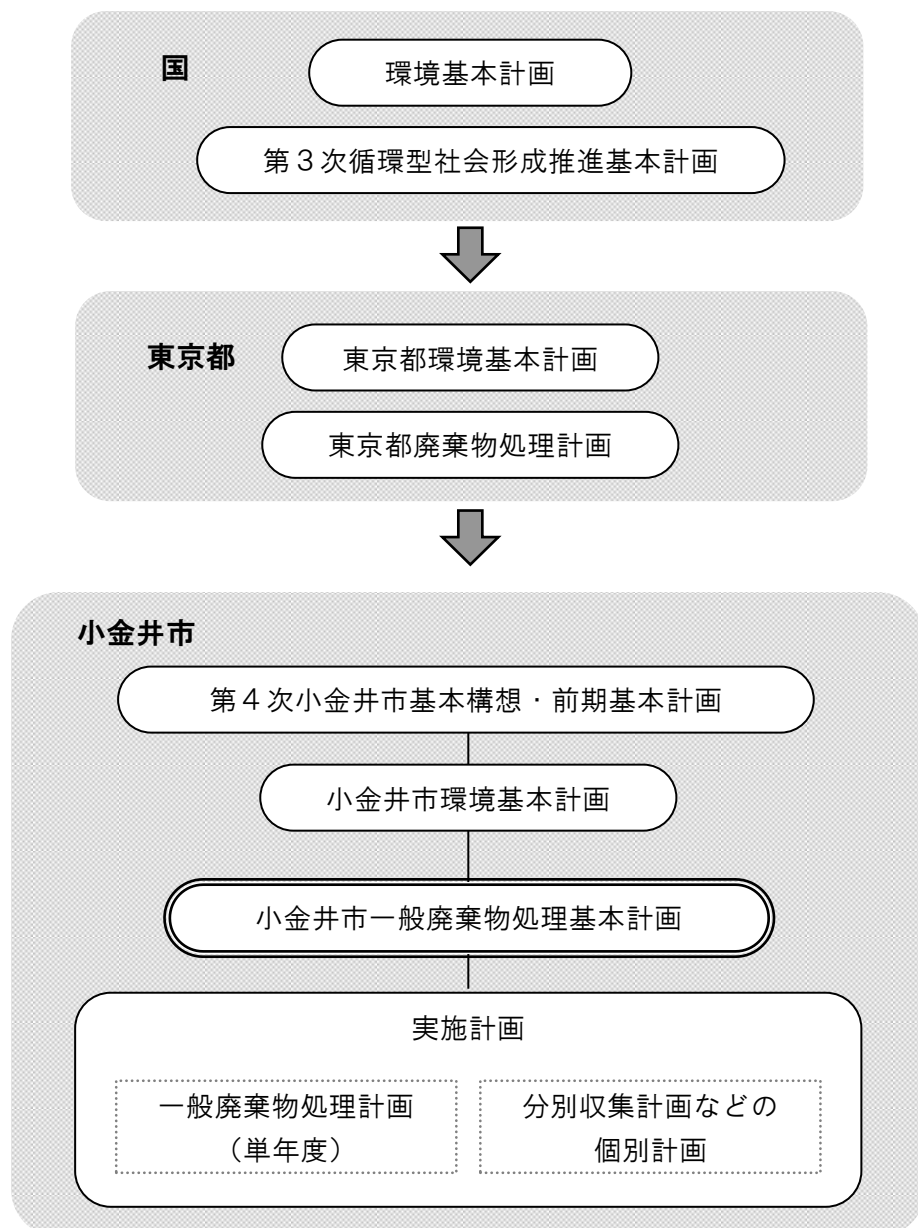


図 0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

## 2 計画対象期間

本計画は、平成27年(2015年)度を計画の1年目とし、平成36年(2024年)度までの10年間を計画期間とします。また、計画期間を前期(平成27年(2015年)度～平成31年(2019年)度)、後期(平成32年(2020年)度～平成36年(2024年)度)の2期に分け、国の指針に基づきおおむね5年ごとに見直すこととします。また、社会情勢の変化、法制度の改定、計画の前提となる諸条件に変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

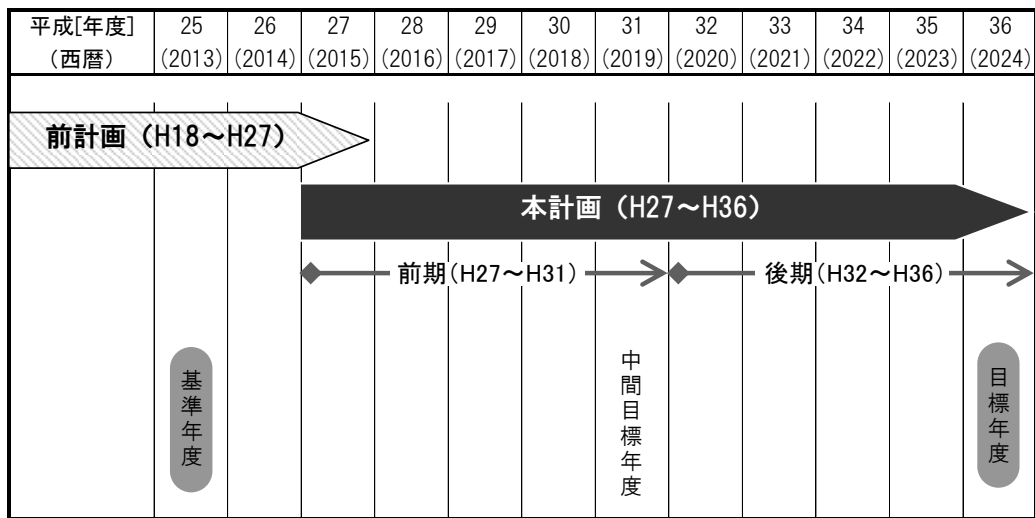


図 0-2 計画期間

# 第1章 本市の現状と課題

## 第1節 前計画における数値目標の達成

### 1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標値と実績の推移

市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量は、平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値も達成しています。

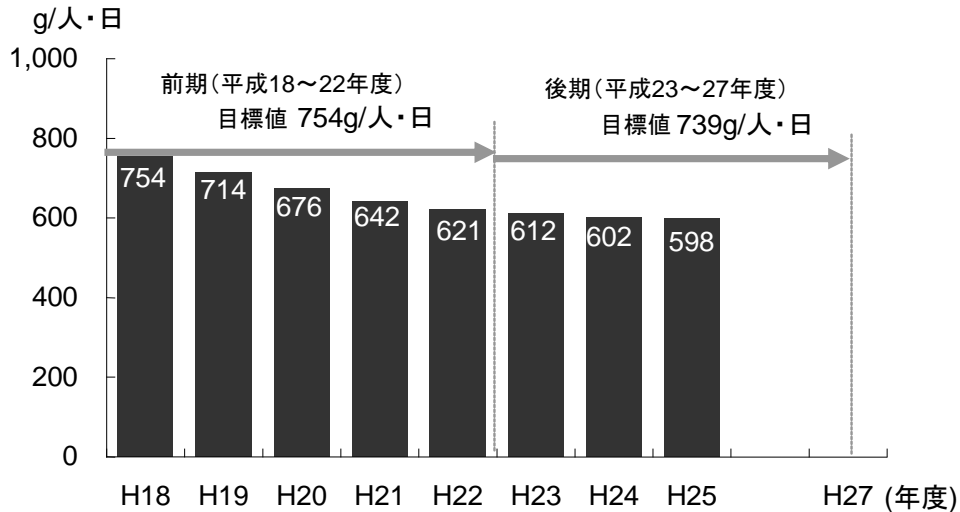


図 1-1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標と実績

### 2 焼却処理量の目標値と実績の推移

平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値を達成しています。

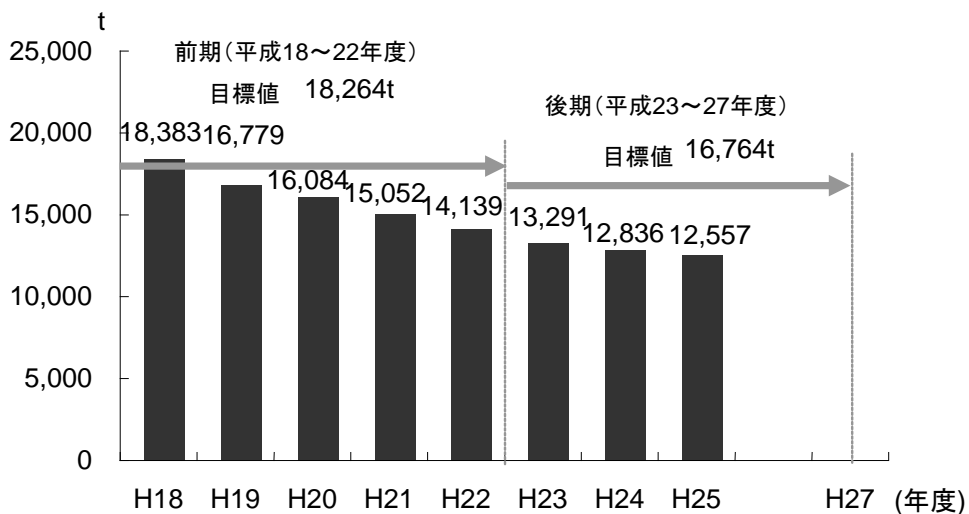


図 1-2 焼却処理量の目標と実績

### 3 埋立処分量の目標値と実績の推移

平成18年(2006年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

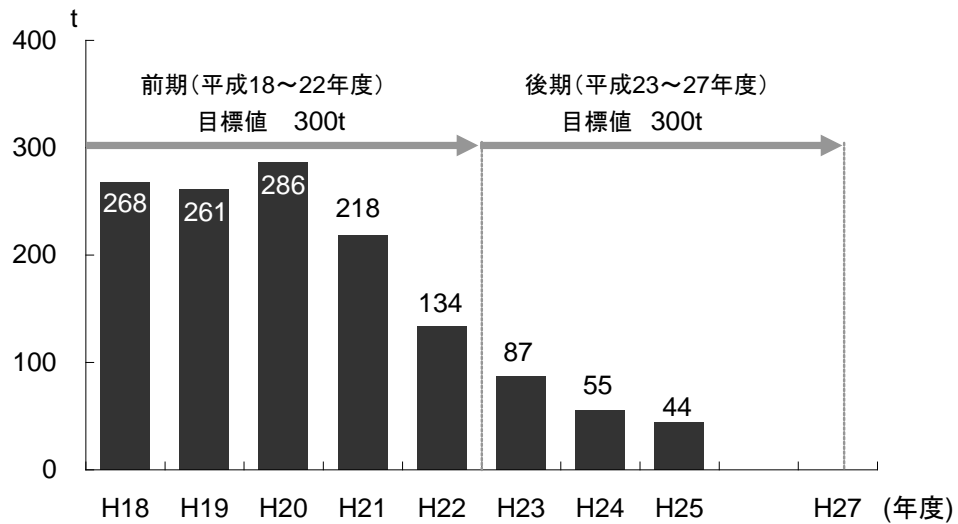


図 1-3 埋立処分量の目標と実績



## 第2節 ごみ・資源物排出量・処理量の推移

### 1 排出量の推移

#### (1) 排出量の推移

平成18年(2006年)度以降、排出量は減少傾向が続いていましたが、平成25年(2013年)度では家庭系ごみが増加に転じ、平成24年(2012年)度と比べ総排出量も増加しています。

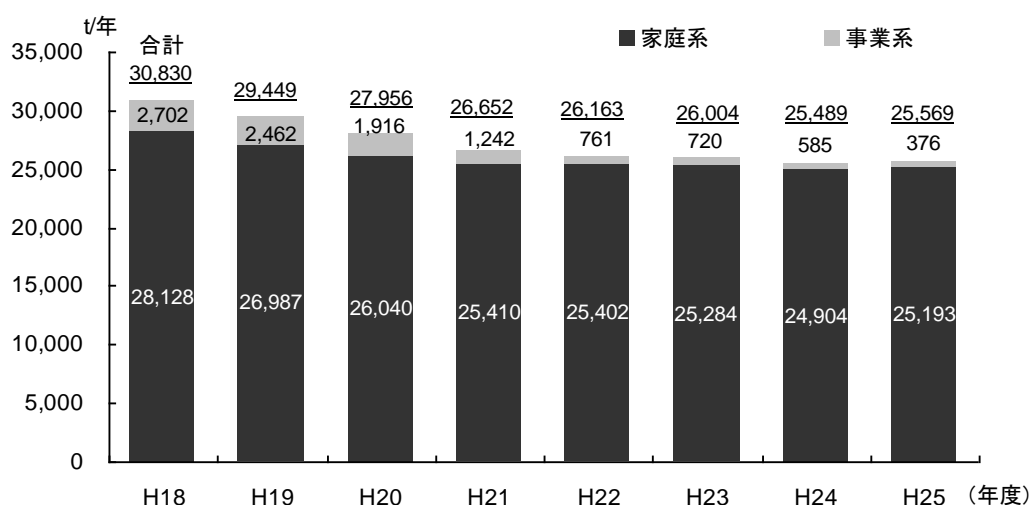


図 1-4 排出量の推移

#### (2) 項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度以降、減少傾向にあります。プラスチックごみ、資源物は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

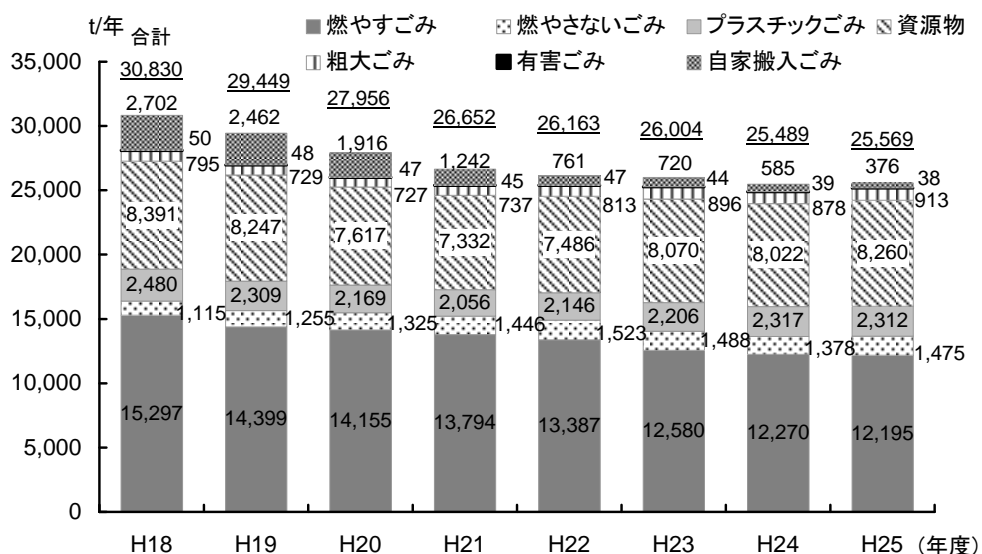


図 1-5 項目別排出量の推移

## 2 排出量の推移（市民1人1日あたり）

### (1) 市民1人1日あたりの排出量の推移

平成18年(2006年)度以降、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみは、平成25年(2013年)度はほぼ横ばいに推移しました。平成25年(2013年)度は598gとなっており、平成18年(2006年)度と比べると156g減少しました。

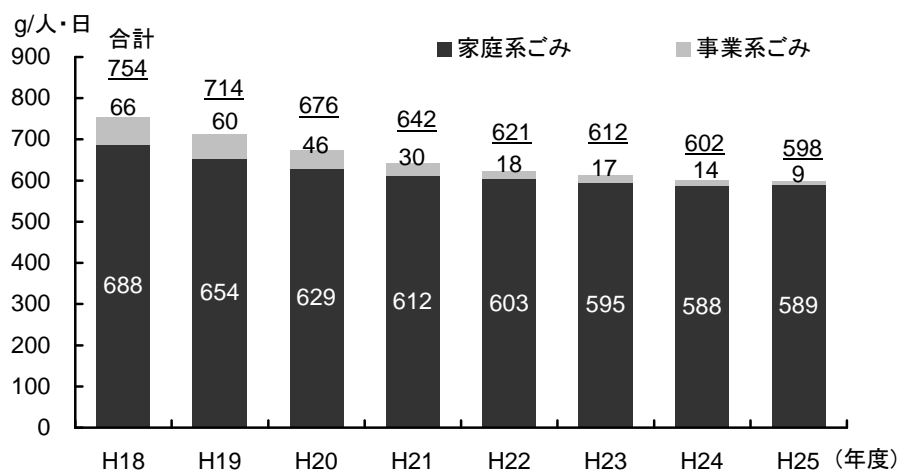


図 1-6 1人1日あたりの排出量の推移

### (2) 市民1人1日あたりの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度以降、減少傾向にあります。プラスチックごみ及び資源物は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

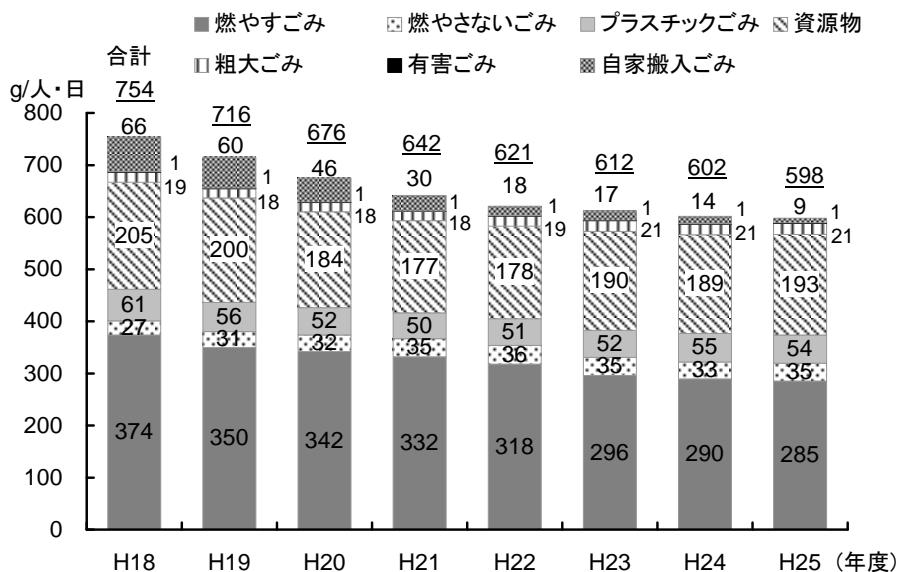


図 1-7 1人1日あたりの項目別排出量の推移

### 3 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

#### (1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

平成18年(2006年)度以降、家庭系ごみ及び事業系ごみ(自家搬入ごみ)の焼却処理量は減少傾向にあります。

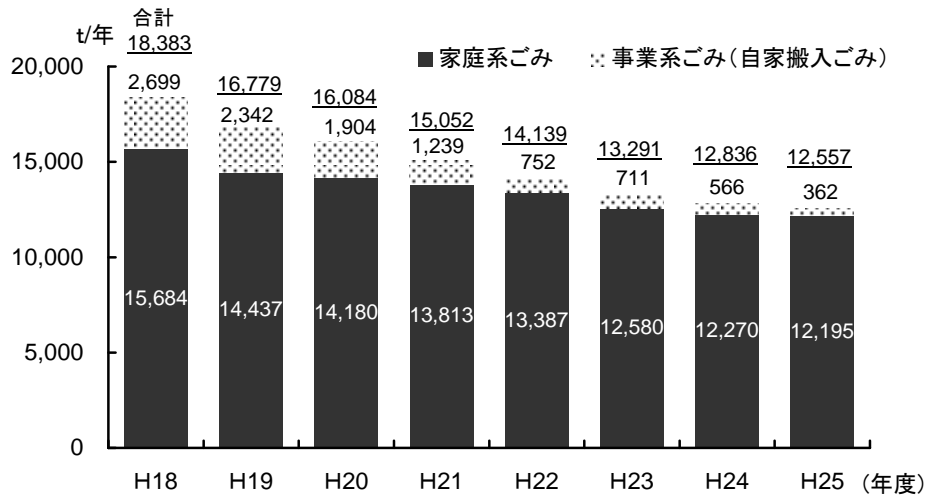


図 1-8 焼却処理量の推移

#### (2) 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

プラスチックごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。不燃系粗大ごみは、平成20年(2008年)度までは減少し、平成21年(2009年)以降は増加傾向にあります。

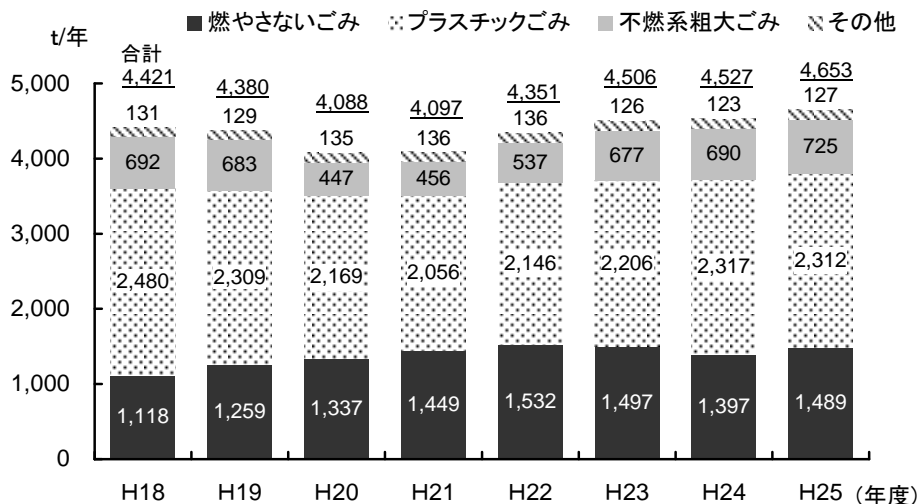


図 1-9 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

## 4 資源化量の推移

戸別回収及び中間処理施設での資源化量は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、拠点回収量は、同様に増減を繰り返しています。

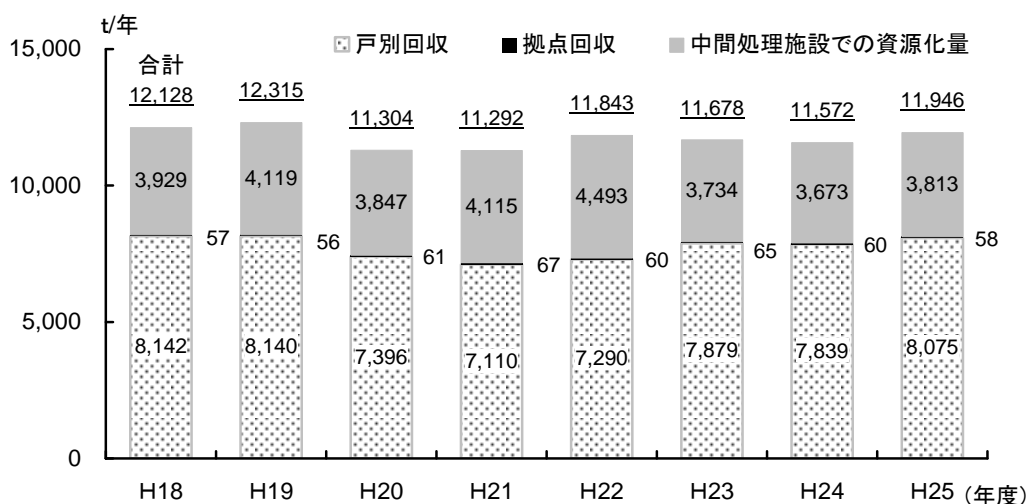


図 1-10 資源化量の推移

## 5 集団回収の実施団体登録数及び回収量の推移

集団回収の実施団体登録数及び回収量は、ともに平成20年(2008年)度までほぼ横ばいに推移していましたが、平成21年(2009年)度以降は増加傾向にあります。

表 1-1 集団回収の実施団体登録数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
子ども会	43	44	42	42	41	43	43	42
自治会	20	19	22	41	50	54	59	72
その他の団体	31	30	30	30	29	27	27	26
合計	94	93	94	113	120	124	129	140

表 1-2 集団回収量の実績の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新聞	676	659	614	679	671	709	681	671
雑誌	250	273	282	373	395	455	463	469
段ボール	189	207	217	232	215	231	247	283
紙パック	5	5	5	7	7	6	6	6
アルミ缶	10	11	13	18	19	21	24	26
スチール缶	0	0	0	2	3	4	7	8
布	33	33	34	48	57	69	77	80
びん	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1,163	1,188	1,165	1,359	1,367	1,495	1,505	1,544

## 6 最終処分量

埋立処分量は、平成18年(2006年)度以降、減少傾向にあります。焼却灰については、平成18年(2006年)度から、全量をエコセメント化しています。

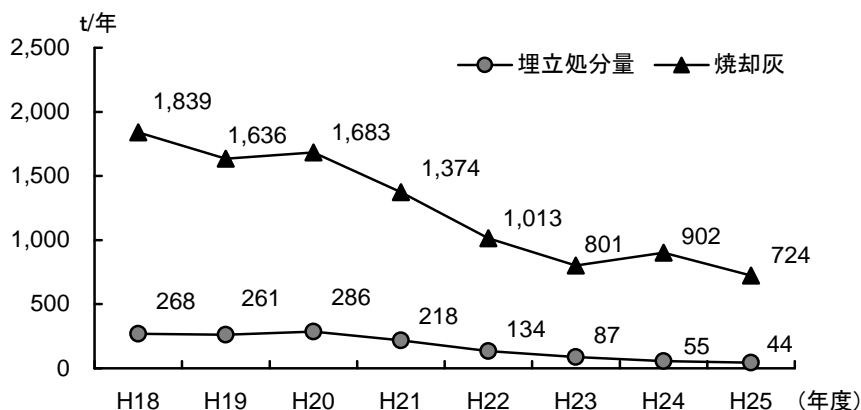


図 1-11 最終処分量の推移

## 7 その他

### (1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査(平成24年(2012年)度版)」によると、人口10万人以上50万人未満の自治体の中で、市民1人1日あたりのごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物、集団回収含む)は、637gで全国1位となっています。

### (2) ごみ処理経費

総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に市民1人あたり及び1tあたりの年間ごみ処理経費を算出すると、多摩地域の平均値を上回っており、近年増加傾向にあります。しかし、平成22、23、24年(2010、2011、2012年)度は、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用のうち2市負担分(調布市、府中市)が含まれていることから、この費用を除いた市民1人あたり及び1tあたりの年間ごみ処理経費を算出すると、多摩地域の平均値は上回っていますが、近年は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

表 1-3 ごみ処理経費

行政区分	年度	単位	H20	H21	H22	H23	H24
<b>小金井市</b>							
行政区域内人口		人	113,379	113,738	115,351	116,147	116,092
ごみ排出量		t	29,121	28,011	27,530	27,499	26,994
清掃費(小金井市①) ※1		千円	3,094,029	2,845,632	3,089,904	3,249,387	3,587,661
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	27,289	25,019	26,787	27,977	30,904
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	106,247	101,590	112,238	118,164	132,906
清掃費(小金井市②) ※2		千円	3,094,029	2,845,632	3,034,294	2,989,073	3,007,817
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	27,289	25,019	26,305	25,735	25,909
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	106,247	101,590	110,218	108,698	111,425
<b>多摩地域平均</b>							
行政区域内人口		人	4,103,973	4,128,529	4,144,325	4,150,648	4,151,161
ごみ排出量		t	1,293,306	1,236,098	1,213,426	1,207,949	1,197,672
清掃費		千円	80,949,183	83,236,382	82,244,402	77,475,279	76,893,302
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	19,725	20,161	19,845	18,666	18,523
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	62,591	67,338	67,779	64,138	64,202

※1 小金井市①は、総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に算出した数値。

※2 小金井市②は、平成 22、23、24 年(2010、2011、2012 年)度総務省地方財政状況調査の清掃費に含まれる旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用のうち、調布市・府中市負担分を小金井市①から差し引いたもの。ただし、平成 20、21 年(2008、2009 年)度については、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用の計上がないことから、小金井市①と同様の数値を記載。

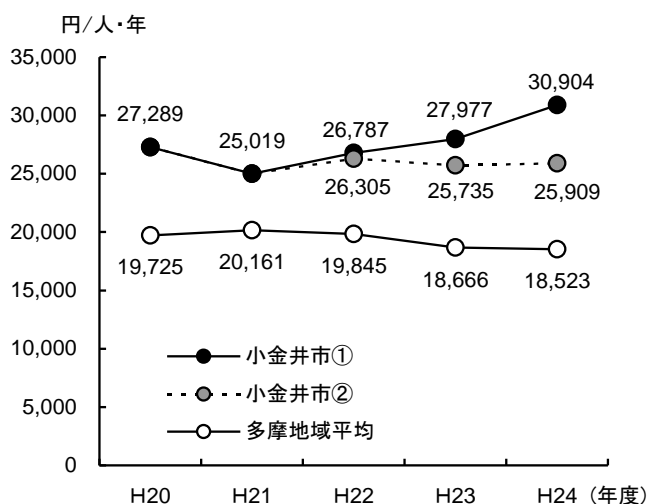


図 1-12 市民 1 人あたりの年間ごみ処理経費

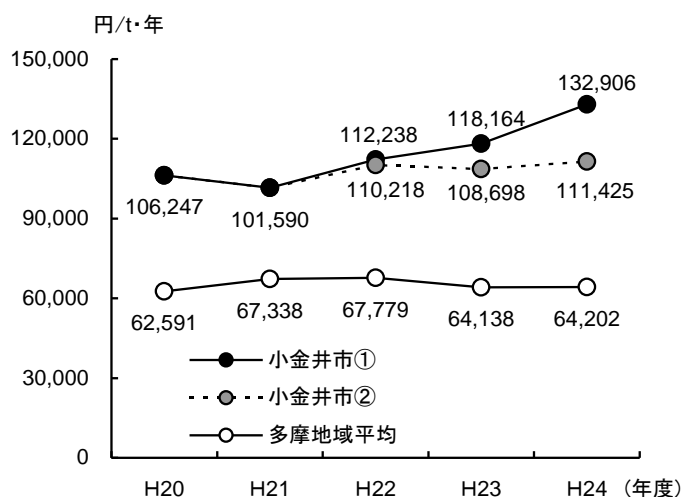


図 1-13 1t あたりの年間ごみ処理経費

### 第3節 前計画の施策実施状況

前計画における各施策の実施状況は、以下のとおりです。

#### 1 発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり

##### (1) 【重点】小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

###### ① 小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

町会・自治会などから推薦を受けた者、公募市民及び一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者をごみゼロ化推進員として市長が委嘱し、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けた市の施策への協力その他活動を行うため、平成18年(2006年)10月に、ごみゼロ化推進会議を発足しました。

##### (2) 地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組促進

###### ① ごみゼロ化推進員による活動の展開

ごみゼロ化推進員は、ごみゼロ化啓発部会・事業所部会・まち美化部会の3つの部会に分かれて活動しています。キャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、講演会の企画、事業所ごみの実態調査及び清掃活動など、多岐にわたる活動を行っています。また、平成23年(2011年)10月にごみ相談員制度を発足し、地域におけるごみ分別指導の浸透に向けた取組を進めています。地域コミュニティにおけるごみの減量、資源化の推進及びまちの美化に向けて、ごみゼロ化推進員・事業者・行政の連携強化を図ることが求められます。

表 1-4 ごみゼロ化推進員活動実績

	ごみゼロ化推進会議 (年1回総会)			
	3部会共通	ごみゼロ化啓発部会	事業所部会	まち美化部会
	開催実績			
	(役員会/キャンペーン)	(運営委員会/全体会)		
平成21年度	8回/23回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成22年度	8回/21回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成23年度	9回/16回	9回/6回	7回/4回	3回/2回
平成24年度	7回/12回	8回/8回	5回/5回	3回/1回
平成25年度	6回/16回	7回/8回	10回/5回	4回/1回

表 1-5 各部会の主な活動内容

<p>【ごみゼロ化啓発部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習会、見学会及び講演会などの企画</li> <li>○夏休み生ごみ投入リサイクル事業</li> </ul> <p>【事業所部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所ごみなどの実態調査の実施</li> <li>○市内店頭などでのマイバッグ持参運動</li> </ul> <p>【まち美化部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内一斉清掃への参加</li> <li>○まちの美化に向けたパトロールの実施</li> </ul>
---

## ② 自主的なまちの美化活動の展開

町会・自治会などが自主的に行うまちの美化活動について、ボランティア袋の配布及び集められたごみの回収などの支援をしています。

## ③ 町会・自治会などのモデル的な取組に対する支援

市立小・中学校の一部に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、毎週土曜日に地域ボランティアが実施している生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。

## (3) PR・啓発事業の展開

### ① 広報媒体を活用した PR・啓発

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、広報媒体などを活用した啓発に取り組んでいます。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる啓発活動の充実が求められます。

表 1-6 主な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ・リサイクルカレンダー（地区別）及び分別啓発チラシの全戸配布</li> <li>○市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）の発行</li> <li>○市報（毎月15日号）でごみ減量大作戦として市長コラムの掲載</li> <li>○市ホームページによる情報発信</li> <li>○市民・事業者・行政が連携し、ティッシュ及び水切り袋を活用したキャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施</li> <li>○市内イベントにて、ごみ分別クイズ、水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示並びにティッシュ及び水切り袋を活用したごみ減量啓発キャンペーンなどを実施</li> </ul>
---



- 出張講座にて、アニメーションDVD、冊子及びかるたを活用した環境教育・環境学習を実施
- 市内各所、収集運搬車両及びコミュニティバス（C o C oバス）に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発の横断幕を掲示
- 市内広報掲示板に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発のポスターを掲示

## ② 市のホームページの充実

ごみ減量施策の紹介、ごみ分別ルールの情報提供、廃棄物に係る計画及び審議会情報など市民へお知らせすべき情報を随時掲載しています。分かりやすい情報発信に向けて、更なるホームページの充実が求められます。

## ③ 新たな情報紙の発行

平成24年(2012年)度に、ごみ減量啓発アニメーションDVD(子ども向け・転入者向けの2種類)及び冊子を東京学芸大学との協働により作成し、市内イベント及び小・中学校などでの出張講座において上映・配布を行っています。また、転入者への啓発のため、市役所第二庁舎1階の市民課フロアにおいて、ごみ減量啓発アニメーションDVD(転入者向け)を上映しています。平成25年(2013年)度には、ごみ減量啓発かるたを作成し、市内小・中学校、児童館及び保育園などに配布しています。

## (4) 環境教育・環境学習の推進

### ① 小・中学校における環境教育の推進

小・中学生へのごみ減量・資源化啓発施策として、ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵の募集(小学校4年生から6年生対象)、市内小・中学校での出張講座の開催並びに中間処理場及び空き缶・古紙等処理場にて施設の見学会を実施しています。また、ごみ減量啓発かるたの読み札となる標語は市内在住の中学生から募集して作成しており、子どもたちが親しみやすいツールを活用した環境教育に取り組んでいます。

### ② 学習の場の提供

ごみ減量への理解を深め関心を高めるため、市民主催の学習会に、市の職員を講師として派遣し、ごみ減量施策などの取組を伝える出張講座を実施しています。また、市民を対象に近隣の中間処理施設の見学会を実施し、併せて市内の中間処理場にて視察者の受入れを行うなど、ごみの減量及び資源化の推進に向けた学習の場を提供しています。

### ③ 情報の提供

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子などの広報媒体を活用して、市民への情報提供を行っています。

## (5) 市民・事業者の多様な取組への支援

### ① ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組への支援

ごみ減量に向けた啓発活動として、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市ホームページ、アニメーションDVD及び冊子広報媒体を活用して、ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組を推進しています。さらに、市民・事業者と連携したキャンペーン(ごみ減量啓発・マイバッグ持参)を実施しています。市民一人ひとりが、日頃から、ごみ減量の基本である発生抑制を意識した行動を実践していくために、更なる取組を推進することが求められます。

### ② 個人・地域でのごみ減量活動への支援

身近に取り組めるごみ減量活動として生ごみの水切り及び生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進しています。また、地域ボランティアの協力のもと、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、毎週土曜日実施の生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。また、市内イベントにてパネル展示及び水切り体験を実施することで、その重要性について周知徹底を図っています。更に、ごみの減量及び分別に関する不明な点などについては、電話対応の他、清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を行っています。更なるごみ減量に向けて、引き続き、個人・地域でのごみ減量活動を推進することが求められます。

### ③ ライフスタイル変革への支援

市内小・中学校などへの出張講座において、市の職員を講師として派遣し、ごみの減量及び資源化の推進に向けたライフスタイル変革への支援を行っています。ごみへの関心が低く行動していない人への意識改革を図り、ライフスタイルとして確立するよう更なる支援を行うことが求められます。

## (6) ごみを出さない事業活動の推進

### ① 事業所ごみの排出管理の徹底

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則です。適正な分別及び法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ② 簡易認証制度の検討

環境管理の簡易認定制度を検討した結果、ごみや環境負荷の自主的な削減を図る取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者に対し自ら排出するごみの発生抑制及び資源化の推進を図っています。

## (7) 拡大生産者責任の追求

### ① リサイクル推進協力店運動の展開

ばら売り・量り売り及び簡易包装などに積極的に取り組んでいる事業所をリサイクル推進協力店として認定しており、事業拡大に向けた活動を行っています。認定された事業所は、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)及び市ホームページなどで紹介しています。リサイクル推進協力店は、平成25年(2013年)度末で6事業所を認定しています。リサイクル推進協力店の拡大に向けた取組を推進することが求められます。

### ② リユースの促進

公益社団法人小金井市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)と「リサイクル事業に関する協定」を締結し、シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた事業の支援を行っています。また、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組を、市報及び市ホームページを活用して周知するなど、リユースを推進しています。また、平成25年(2013年)7月からリユース食器(カップ、皿、箸、スプーンなど)の貸出しを実施し、町会・自治会・事業者・各種団体などが主催するイベントで使用されています。

### ③ 自主協定の締結

販売事業者との自主協定の締結を検討した結果、販売店でのレジ袋の削減及び飲食店での使い捨て容器の使用自粛などの取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者の自主的な取組の推進を図っています。

## (8) 不法投棄の防止

### ① 不法投棄の防止体制の確立

ごみゼロ化推進員及び町会・自治会などの地域団体と連携し、道路などのまちの美化に向けたパトロール及び美化清掃などを実施しています。

## (9) 市施設のごみゼロ化行動計画

### ① 市施設のごみゼロ化行動計画の策定

平成23年(2011年)4月に小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画を策定しました。計画期間は10年間で、平成21年(2009年)度の数値を基準年度とし、対象施設ごとに前期5年間は前期基本計画として廃棄物の減量目標を25%減、資源化率目標を5%増の数値目標を定めています。施設全体の平成25年(2013年)度実績は、廃棄物は約1%の減、資源化率は約3%増となりました。後期計画期間においては、前期計画期間の進捗状況を検証し、数値目標を設定することとしています。市内に6つのごみゼロ化推進部会を設け、各部会で小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を策定し、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用への取組を行っています。市職員一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという自覚を持って、率先してごみの減量及び資源化の推進に取り組むことが求められます。

### ② 進捗状況の公表

各施設ごとの実績報告などについては、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」に掲載して公表しています。

## 2 分別排出・資源リサイクルの推進

### (1) 【重点】新たな分別収集など

#### ① 不燃ごみの3分別収集の開始

不燃ごみについては、平成18年(2006年)4月から、プラスチックごみ(有料)、金属(無料)、燃やさないごみ(有料)の3区分での分別収集を開始しています。

#### ② 生ごみ分別収集の検討

生ごみを有機性資源として有効利用するため検討した結果、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進し、家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を平成20年(2008年)4月から拠点回収、平成22年(2010年)2月からは地区別に申込制による戸別回収(同年9月からは全市域)を実施しています。回収した生ごみ乾燥物は、生ごみ乾燥物肥料化実験施設にて食品リサイクル堆肥を製造して、有効利用しています。

### ③ 資源物リサイクルに関する行政と民間の役割の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人容器包装リサイクル協会へ引渡し、リサイクルされています。また、店頭回収を実施している事業所については、自主回収・自己処理への取組を推進し、市民への周知のため、ごみ・リサイクルカレンダーへ掲載しています。更に、集団回収については、自治会及び子供会などの登録団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量及び資源化の推進を図るとともに、更なる地域活動の活性化を促進しています。集団回収実施団体数及び回収量は増加傾向となっています。

### ④ その他の未活用資源の有効利用方策の調査・検討

平成19年(2007年)4月から、シュレッダーごみの回収を開始しています。平成20年(2008年)4月から、家庭から出る枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収(申込制)を一部地域で開始し、同年10月からは全市域へ拡大しています。平成20年(2008年)10月から、ざつがみリサイクル袋の作成・配布によるざつがみの資源化推進事業を開始し、ざつがみ資源化の意識浸透を図っています。平成23年(2011年)4月から、回収方法(変更前:枝木・雑草類・落ち葉4束(袋)から回収 → 変更後:枝木・雑草類1束(袋)、落ち葉3束(袋)から回収)を変更した結果、回収量が大きく増加しています。平成24年(2012年)4月から、くつ・かばん類の拠点回収を開始し、更に、布類の収集品目も追加しています。平成25年(2013年)度には、不燃系ごみに含まれる使用済み小型電子機器などの組成分析調査を実施し、効率的・効果的な回収方法を現在検討しています。平成26年(2014年)7月から、難再生古紙(感熱紙、カーボン紙、アルミ付紙パック、マルチパック及び写真など)の拠点回収を開始しています。引き続き、更なる未活用資源の有効利用に向けて、調査・検討をしていくことが求められます。

## (2) 【重点】有機性資源の循環システムの構築

### ① 家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対し補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。平成19年(2007年)には、補助制度の拡充(補助率2分の1→5分の4、上限額3万円→5万円)を行いました。



写真 1-1 生ごみ乾燥物堆肥化実験施設

また、平成26年(2014年)4月からは、町会、自治会及び集合住宅などに対し補助金を交付する大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を開始しています。更なる制度活用件数の増加を図っていくことが求められます。併せて、生ごみの自家処理を推進するための生ごみ堆肥化容器配布制度を実施しています。更なる制度の浸透を図り、申請件数の増加を図っていくことが求められます。

表 1-7 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の実績

	購入費補助件数 (件)	購入費補助金額 (円)
平成 21 年度	286	12,441,100
平成 22 年度	325	15,004,800
平成 23 年度	277	11,575,000
平成 24 年度	237	9,898,700
平成 25 年度	265	11,528,900

## ② 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進

事業所から排出される生ごみを自家処理するため、生ごみ減量化処理機器を購入する事業者に対し補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。

## ③ 生ごみ堆肥化事業の推進

平成18年(2006年)10月から、中町のシルバー人材センターリサイクル事業所横に生ごみ乾燥物肥料化実験施設を設置し、堆肥化実験を行っています。市立小・中学校などに設置されている大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を回収し、食品リサイクル堆肥を製造しています。食品リサイクル堆肥は、希望する市民及び市内農家に無料で配布し、野菜や果実の栽培に利用されています。また、平成22年(2010年)3月からは、市内農家などと連携し食品リサイクル堆肥で育てた野菜が販売されています。更に、学校が夏休みの期間中、市立小・中学校全14校に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、地域ボランティアの協力のもと、一部の学校において夏休み生ごみ投入リサイクル事業を実施しています。生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針について検討を進めることが求められます。

表 1-8 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の実績

	実施校（校）	参加者延数（人）	投入量（kg）
平成 21 年度	7	2,477	2,685
平成 22 年度	10	3,947	3,948
平成 23 年度	9	2,377	2,672
平成 24 年度	9	2,108	2,928
平成 25 年度	10	2,424	3,624

#### ④ 落ち葉・剪定枝の有効利用の検討

枝木・雑草類・落ち葉の有効利用に向けて、戸別回収（申込制）を実施し、回収したものは民間処理施設においてチップ化されて堆肥などに利用されています。また、平成23年（2011年）4月から回収方法を変更した結果、回収量は増加傾向にあります。

### （3）家庭ごみの排出管理

#### ① ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページなどの情報の充実

広報媒体については、ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などを作成し、ごみの減量及び資源化の推進に向けた啓発活動を展開しています。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる充実が求められます。

#### ② 地域コミュニティによるごみ分別・適正排出の徹底

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けて、地域においてはごみゼロ化推進員が中心となり、市の施策への協力やその他活動を展開しています。市民・事業者・行政の連携した取組が求められます。

### （4）事業所ごみの排出管理

#### ① 事業用指定収集袋での排出の徹底

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業系ごみが家庭系ごみに混入することがないように、事業者自らの責任による法令を遵守した適正排出に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ② 事業者の責任による処理の指導

行政は、事業者が自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければならないことを周知徹底し、法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者を通じた指導

一般廃棄物収集運搬許可業者との連携により、搬入している焼却施設への立会を実施し、事業者から排出されるごみの排出傾向の把握に努めています。ごみの分別状況を把握し、ごみの減量、資源化の推進及び適正な処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ④ 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置や廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。ごみの減量、資源化の推進及び適正な処理に向けて、事業用大規模建築物における取組状況を把握し、適宜、立入指導を実施しています。

## (5) 粗大ごみなどの修理・再生事業の充実

### ① 修理・再生品目の拡大

シルバー人材センターと「リサイクル事業に関する協定」を締結し、リサイクル事業所における活動を支援しています。リサイクル事業所の活動を、市報及び市ホームページなど広報媒体を活用して周知するなどリサイクル事業の拡大を支援しています。

### ② 粗大ごみの受付・収集・処理体制との連携強化

粗大・枝木受付センター及びシルバー人材センターとの連携を強化し情報共有を図ることで、効率的な受付・収集・処理体制を推進しています。



### 3 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行と適正な埋立処分

#### (1) 【重点】可燃ごみ中間処理(焼却処理)システムの整備

##### ① 二枚橋焼却場の焼却炉の廃止

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月に全焼却炉を停止しました。その後、平成22年(2010年)3月、二枚橋衛生組合の解散に伴い、構成市(調布市、府中市及び小金井市)を代表して小金井市が組合解散後の事務を承継しました。承継事務としては、平成22年(2010年)度から平成24年(2012年)度に建物等の解体、埋設廃棄物除去及び汚染土壌対策を行う施設解体等工事を履行したことをはじめ、組合決算事務、組合解散後の施設管理及び組合史の作成などを行いました。

##### ② 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行

二枚橋衛生組合の施設更新の検討を行う中で、組合の解散も視野に入れながら、新たな地方公共団体との可燃ごみ共同処理体制への移行の検討を行い、平成19年(2007年)6月に市民参加による新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、諮問後、平成20年(2008年)6月に二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設の建設場所として答申され、この答申の実現を目指し鋭意努力をしてきましたが、実現が困難な状況となりました。その後、平成24年(2012年)4月、日野市に、可燃ごみの共同処理を申し入れた結果、同年11月に日野市において、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみを共同処理する旨の内部決定がなされ、平成25年(2013年)3月には、3市で共同処理を行う旨の覚書を添えて、東京都を通じて環境省に「日野市、国分寺市、小金井市循環型社会形成推進地域計画」を提出しました。その後、3市間で協議を行った結果、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を平成26年(2014年)1月16日に締結しました。同年2月には新可燃ごみ処理施設建設準備室を日野市クリーンセンター内に設置し、本市からも職員を派遣するとともに、同年4月には3市で構成団体協議会を設置し、一部事務組合の設立や施設の整備などに向けた準備を進めています。

### ③ 将来の可燃ごみ焼却処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、日野市及び国分寺市と協議し、整備事業を進めています。

## (2) 【重点】中間処理場の大規模改修

### ① 中間処理場の大規模改修

平成18年から19年(2006年から2007年)に臭気対策などの大規模改修工事を実施しました。また、新たに見学者コース及び展示スペースなどを設け、環境教育・環境学習に活用しています。



写真 1-2 中間処理場

### ② 将来の中間処理場の機能のあり方の検討

現在の中間処理場については、平成18年(2006年)に行われた大規模改修後、おおむね10年間の稼働に耐えうる施設となっています。しかし、昭和61年(1986年)の稼働以来、28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいることから、将来の処理機能などのあり方について検討することが求められます。

## (3) 安定的な最終処分

### ① 最終処分量の削減

ごみの減量及び資源化の推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に取り組んでいます。施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、更なる最終処分量削減に向けて取り組むことが求められます。

#### ※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分されています。

#### ※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合(日の出町)のエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルされており、最終処分場の延命化が図られています。

## ② 適正処分の推進

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び市ホームページなどの広報媒体を活用した情報提供並びに市内イベントでの啓発活動などを実施して、分別の徹底など適正処分の推進を呼びかけています。

## ③ 広域的な連携

他自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて埋立・エコセメント化事業を推進しています。

# 4 計画の円滑な推進と情報発信

## (1) 廃棄物会計への取組

### ① 廃棄物会計の改善

平成19年(2007年)度に環境省が示した一般廃棄物会計基準を踏まえ、本市のごみ処理を取り巻く状況などを総合的に判断し、廃棄物会計のあり方について検討しています。

### ② 廃棄物会計の有効活用

毎年度の市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要に廃棄物会計を継続して掲載し、市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみの減量及び資源化の推進施策に活用しています。

## (2) 計画推進のしくみづくり

### ① 進捗状況の点検・評価

可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、前計画の見直しについて延伸をしてきたことから、中間年度における進捗状況の点検・評価の実施に至りませんでした。しかし、施策をより実効性のある取組にしていくなためにも、進捗状況の点検・評価を実施し、社会状況や事業の進捗状況を踏まえた計画の改善を図ることが求められます。

### (3) 環境基金の有効活用

#### ① 環境基金の有効活用

環境基金は、平成17年(2005年)度に、ごみ処理施設の整備、施設解体等及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるために設置しています。本基金を活用した各年度の主な事業は、平成18年(2006年)度に中間処理場改修工事、平成19年(2007年)度に中間処理場事務所棟等新築工事、平成21年(2009年)度に生ごみ減量化処理機器購入費補助金、平成23年(2011年)及び平成24年(2012年)度に旧二枚橋衛生組合施設解体等工事などです。

### (4) 周辺市、国・都との連携など

#### ① 多摩地域の循環型社会づくりに向けた周辺市との連携

循環型社会形成に向けて、周辺市との情報共有などに積極的に取り組み、連携を強化しています。

#### ② 大規模災害時の対応

小金井市地域防災計画に基づき、災害などにより排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保に努めることとしています。また、災害発生時における安定した廃棄物処理を確保するため、収集運搬業者と「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結しています。

#### ③ 国・都との連携

廃棄物処理施設の整備や循環型社会形成に向けて、国・都との連携を図っています。

#### ④ 全国に向けた情報発信

ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び市ホームページなど広報媒体を通じて全国に向けて情報発信しています。

## 5 可燃ごみの中間処理

### (1) 【重点】多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみの中間処理

#### ① 広域支援による可燃ごみの処理

平成19年(2007年)度より、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができました。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。より一層ごみの減量及び資源化の推進に努めながら、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者への理解・協力を得ていきます。

表 1-9 可燃ごみの広域支援先

	支援先
平成 19 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（※）、西多摩衛生組合（※）、小平・村山・大和衛生組合（※）
平成 20 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（※）、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）、小平・村山・大和衛生組合（※）
平成 21 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合（※）
平成 22 年度	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合（※）
平成 23 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合（※）、多摩ニュータウン環境組合（※）
平成 24 年度	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合（※）
平成 25 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）
平成 26 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）

○一部事務組合構成市（表中※印）

柳泉園組合：清瀬市、東久留米市、西東京市

西多摩衛生組合：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

多摩川衛生組合：稲城市、狛江市、府中市、国立市

小平・村山・大和衛生組合：小平市、東大和市、武蔵村山市

多摩ニュータウン環境組合：八王子市、町田市、多摩市

## ② 新焼却施設の早期建設

日野市及び国分寺市との3市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ焼却処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指して整備事業を進めています。

## ③ 全市的なごみ減量努力

市民・事業者・行政の協働による取組の結果、可燃ごみの減量は、着実に進んでいます。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。循環型社会の形成に向けた取組を推進するとともに、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、より一層ごみの減量及び資源化の推進に取り組む必要があります。

## 第4節 小金井市の抱える課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量、資源化の推進及び中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

### 1 発生抑制

#### (1) ごみをもとから増やさない

大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりが3Rの取組を実践することが必要です。その中でもまずはごみとなる物を増やさない発生抑制に取り組むことで、ごみの総量を減少させることが重要です。

##### ① 燃やすごみ

本市では、燃やすごみの減量を目指し、分別収集品目の増設、生ごみの減量化・堆肥化などに取り組んだ結果、可燃系ごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、燃やすごみの中には、ごみ組成分析調査の結果では未利用の食品残渣(約5%)や資源になる紙類(約11%)の混入も見られることから、発生抑制の取組や、分別の徹底により、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。そのためには、市民が日常生活の中で、発生抑制を優先とした3Rに無理なく取り組める施策の展開が必要です。



写真 1-3 未利用食品残渣（左）と混入していた紙類（右）

## ② 燃やさないごみ・プラスチックごみ

近年、燃やさないごみ・プラスチックごみについては、増加傾向が続いています。人口の増加や分別が徹底されてきたことが影響しているとも考えられますが、ごみ量全体を減量する点からも燃やさないごみ・プラスチックごみの減量は不可欠であり、市民が日常生活の中で、発生抑制を優先とした3Rに無理なく取り組める施策の展開が必要です。また、市民アンケート調査にも記述がありましたが、商品を製造・販売する事業者が率先して分別しやすい製品の開発や簡易包装などに取り組むことを促す施策も必要です。

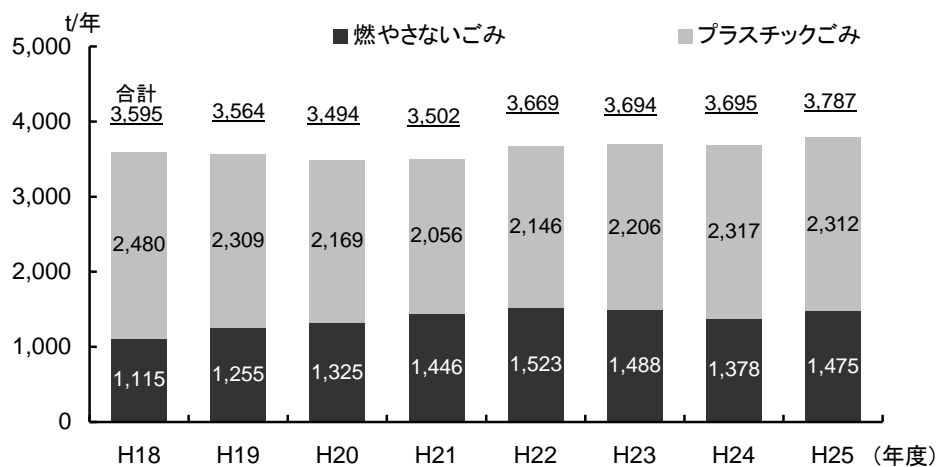


図 1-14 燃やさないごみ・プラスチックごみ量の推移

## (2) 広域支援

本市の大きな課題である可燃ごみ処理については、平成26年(2014年)1月、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の建設に向けて覚書を交わし、平成31年(2019年)度中の稼働を目指していますが、それまでの間は引き続き多摩地域の各団体に処理をお願いする必要があります。支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、更なるごみ減量と分別の徹底に取り組むことが必要です。

## (3) 意識改革

ワークショップにおいて子どもから、ごみ減量のアイデアとして、「マイバッグを利用する」、「トレーに入った食材を買わない」といった意見が多く出されています。一方、市民アンケート調査においては、「マイはし」や「マイボトル」の利用、食品トレーなどの店頭回



収の利用は「していない」との回答が約20%～約40%あったことやごみ組成分析調査の結果において未利用品や食べ残しが確認できたことから、ごみとなるものをもらわない、買わないなどの発生抑制への取組の裾野を広げる余地はまだあるものと考えられます。ごみの減量を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入者の意識向上、取組への参加に向けた対策を強化し、取組の裾野を拡げることが必要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しては、排出抑制や減量化などへの取組が生活の一部として無理なく取り込まれ、ライフスタイルとして確立するよう、様々な支援を行うことが必要です。

## 2 リユース施策の周知

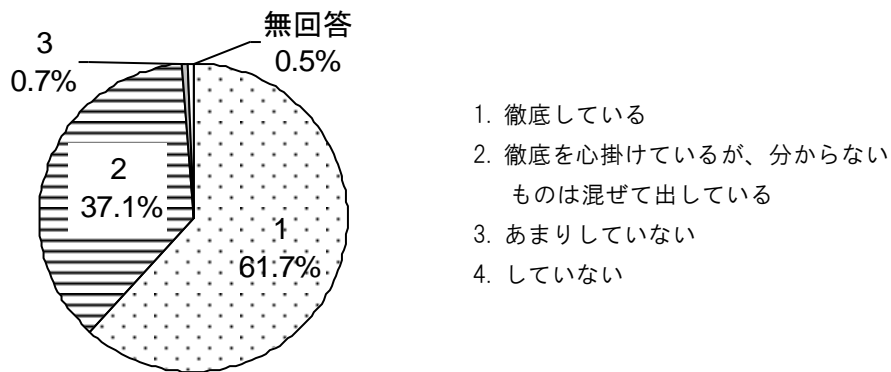
くつ・かばん類の拠点回収(平成24年(2012年)4月から実施)及びリユース食器の貸し出し(平成25年(2013年)から実施)は、導入年度が比較的新しい施策です。市民アンケート調査では、くつ・かばん類の拠点回収について「知らない」という回答者が約50%以上となっており、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やさないごみにリユース可能なくつ・かばん・ベルトなどが混入しているケースが確認されました。また、両事業ともに制度は知っていても、実際には利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及・強化できる余地がまだあると考えられます。また、リサイクル事業所におけるリユース活動についても、「知らない」または、「(活用)していない」と言う回答者が約77%を占めることが市民アンケート調査から明らかとなっており、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知することが必要です。

## 3 リサイクルの推進

### (1) 分別の徹底

分別区分を分かりやすく周知するなどして、分別の徹底を推進することが必要です。市民アンケート調査において、回答者の約64%は分別を「徹底している」と答えていますが、約34%は「徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している」と答えています。また、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみへの資源物の混入などが確認できたことから、更なるごみ減量の余地があると考えられます。分かりやすく分別方法を情報提供することで市民の理解を深めるとともに、清掃指導員による分別指導を徹底するなど、適正排出に向けた啓発や周知を行うことが必要です。

【設問 4】 ごみの分別はどの程度行っていますか。（○は 1 つ）



1. 徹底している
2. 徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している
3. あまりしていない
4. していない

図 1-15 市民アンケート（問 4）の回答

## (2) 資源化ルートの確保

現在、本市では多くの品目についての資源化施策を行っていますが、市民の協力により排出された資源物は適正な方法で運搬・処理し資源化されることが求められます。そのためにも、資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築し安定的な運用をはかっていく必要があります。

## (3) 生ごみ堆肥化事業の推進

ごみ組成分析調査の結果において、燃やすごみの中に占める厨芥類の割合が高いことが明らかとなっていることから、生ごみの有効利用に向けた取り組みの一層の強化が必要です。近年、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用者は年間おおむね300件前後で推移していますが、新規利用者の拡大と継続的な利用が不可欠です。新規利用者の拡大については、より広く市民に周知するため、現在の情報発信の方法について検討する必要があります。また、継続的な利用に向けては、利用者に対するアンケート※において明らかとなった使用を中止した理由（「臭い」、「電気代の高さ」、「機械の故障」、「面倒になった」など）に対応し、利用希望者の生活スタイルや要望にあった生ごみ減量化処理機器が選択できるよう、機器に関する情報、適切な使用方法及び生成物の処理など十分な事前説明が必要であると考えられます。更に、生ごみ減量化処理機器の利用者拡大に伴う生ごみ乾燥物の増加に対応した堆肥の活用方法を見据え、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方についても検討が必要です。

※機器利用者に対するアンケート：家庭用生ごみ減量化処理機器の補助金制度利用者を対象に、制度利用後1年以上経過した市民を対象として平成22、24、26年(2010、2012、2014年)に実施。

#### (4) 枝木・雑草類・落ち葉の資源化

近年の枝木・雑草類・落ち葉の回収量は増加傾向にあり、今後、安定的に資源化を推進していくためには、効果的な資源循環システムを構築することが必要です。

#### (5) 未活用資源の研究・検討

本市では、既に多くの品目について、リサイクルを進めています。今後のリサイクル技術の発展などによっては、既存回収品目の資源化効率の向上や新たに資源になる品目が増加する可能性があります。これらの情報についても積極的に収集し、費用対効果などにも留意しながら、資源循環システムの再構築や未活用資源の利用を研究・検討することが必要です。

## 4 啓発活動の充実

### (1) 多様な啓発活動の実施

本市は近隣に複数の大学が立地し、都心への通勤圏内であることから、学生や単身者、共働きの家庭など多様な年齢層と生活環境が見られます。また、転出入者が多いという特徴があるため、転入者への啓発は非常に重要です。ごみ組成分析調査の結果では、単身集合住宅などにおいて、燃やすごみの中にチラン、紙製容器包装、紙パック及びダンボールなどの資源になる紙類の混入が見られ、また、燃やさないごみの中に本来燃やすごみに排出すべき厨芥類、資源になる紙類及びプラスチック類の混入が見られるなど、分別が未徹底であることが明らかとなりました。ごみの発生抑制及び分別の徹底を目指すためには、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です。ごみ減量の成果を提示するなど、取組の効果を市民に分かりやすく示し、日常的な取組に対する意欲・意識を高める必要があると考えられます。更に、ワークショップにおいても、これまで市が行ってきた様々な施策を広く市民に知ってもらい、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるとの意見があったことから、効果的な啓発活動により、1人でも多くの市民に本市の取組を周知徹底することが必要です。

### (2) 環境教育・環境学習の推進

本市では、アニメーションDVDや冊子などの広報媒体の作成の他、大人から子どもまでの全ての市民向けの環境教育・環境学習(出張講座)を実施しています。しかしな

がら、市民アンケート調査によると、約67%の市民が事業を実施していることを「知らない」と回答しており、各種講座の情報や啓発・教育用ツールの貸出事業の周知徹底が必要です。また、市民の様々な要望に対応できるようにメニューを多様化するなどの見直しを行い、環境教育・環境学習を推進していくことにより、1人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

## 5 事業者への働きかけ

### (1) 法令の遵守

事業活動により排出されるごみは自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行うことが必要です。事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の強化が必要です。

### (2) 意識の向上

事業所アンケートでは、ごみ減量・資源化を進める上での問題点のひとつとして、「従業員へ意識を浸透させることが難しい」ことが挙げられています。従業員全てが本市に居住しておらず、ごみ減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。事業所におけるごみの減量、適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

### (3) 事業者の状況に応じた対応

事業所アンケートでは、ごみ減量・資源化を進める上での主な問題点として、「資源物を保管しておく場所がない」が最も多く挙げられました。また、今後、ごみ減量・資源化を進める上では、「ごみ減量・リサイクルの事例紹介」や「ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供」を要望する意見が多く挙げられました。このことから、ごみ減量・リサイクルの手法、実施事例及びアイデアなどの情報が不足していると考えられます。ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。

### (4) リサイクル推進協力店認定制度の拡大

リサイクル推進協力店は、それまで協力いただいていた事業所の閉店などが近年続いた影響もあり、現在6事業所の認定となっています。リサイクル推進協力店認定事業所の拡大は、市民が利用しやすくなるだけでなく、事業所への意識啓発にもつながる

ため、認定要件などについての見直しを図り、事業者と行政が協力して取組を展開することが必要です。

## 6 地域における取組

### (1) 市民・事業者・行政 の連携

ごみゼロ化推進員で構成されるごみゼロ化推進会議が発足し、市民と行政が協働でごみ減量や分別の啓発に向けて取り組む体制が整えられてきました。今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報の共有化を図り、地域における連携体制を強化することが必要です。

### (2) 集団回収への参加を促進

本市の集団回収量は増加傾向にありますが、市民アンケート調査における集団回収を利用・活用している人の割合は約33%に留まっています。集団回収を「知っていても利用・活用していない」、または「知らない」場合も多いため、周知の徹底に加え、より多くの人に参加しやすい集団回収のあり方を検討するなど、地域において、市民が集団回収を利用できる多様な機会の提供が必要です。

## 7 可燃ごみの共同処理体制に向けた整備

現在、日野市及び国分寺との3市共同による可燃ごみの共同処理に向けた協議を進めています。共同処理の実施体制の整備に努め、可燃ごみの安定的な処理体制の確立を目指す必要があります。

## 8 中間処理場の更新

不燃ごみを破碎・選別処理している中間処理場(昭和61年12月稼働)は老朽化が進んでいます。今後の中間処理のあり方を含めて検討を行うことが必要となります。

## 9 最終処分場の延命化

本市は、多摩地域25市1町の一員として東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場において、資源化することができない不燃系ごみの一部の最終処分(埋立処分)を行っています。また、東京たま広域資源循環組合では、平成18年(2006年)から焼却灰をエコセメント化する施設を稼働させ、埋立処分量の大幅な削減を達成しています。今後、多摩地域では新たな最終処分場の確保が困難であることから、現体制を継続することは不可欠となります。最終処分場の延命化に向けて、ごみの減量及び資源化の推進を図ることが必要です。

## 第2章 基本方針

### 第1節 目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、3R(発生抑制、リユース、リサイクル)(※)を推進する「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指します。

### 目指す将来像

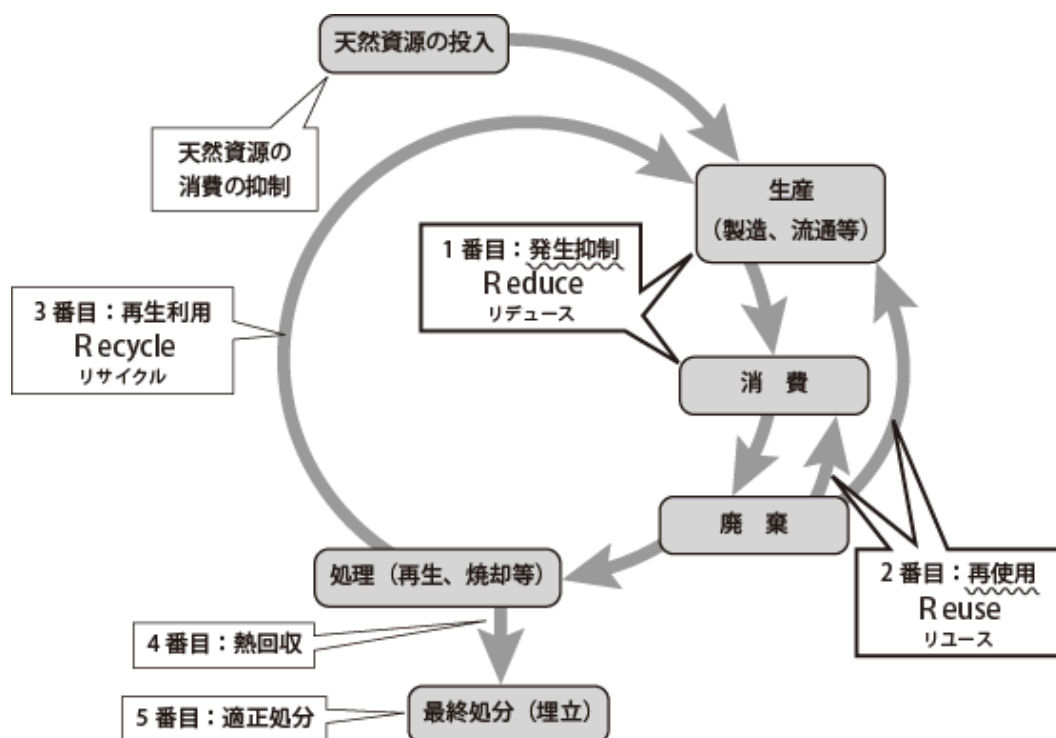
**循環型都市小金井の形成**  
**～ごみゼロタウン小金井を～**

3Rとは、「リデュース (Reduce) =発生抑制、リユース (Reuse) =再使用、リサイクル (Recycle) =再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

## 第2節 基本方針

### 1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市小金井の形成に向けては、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは順番が大切です。まずは発生抑制、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 2-1 3Rの流れ

### 2 安心・安全・安定的な適正処理の推進

循環型都市小金井の形成に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。



### 第3節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政はそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

#### 1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。3Rは順番が大切です。まずは、発生抑制に取り組めます。ごみになるものはもらわない、買わないなど発生抑制につながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。次に、リユースに取り組めます。使えるものは何度でも使うなど、ものを大切にすることを日頃から実践することが大切です。そして、リサイクルに取り組めます。品目ごとに資源物の分別を徹底し、また、町会や自治会などで行っている集団回収など身近で行われている活動に参加することも大切です。

#### 2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。更に、自ら生産する製品などについては、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負うことが求められます。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、食品ロスの削減、分別の徹底、環境に優しい製品及びサービスの提供などに取り組むことが大切です。

#### 3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の推進を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、災害発生時の対応に向けた体制整備並びに多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を強化するなど廃棄物

処理を支える体制の確立に取り組むとともに、不法投棄防止体制の確立及び環境負荷低減の促進など生活環境保全のための取組を推進します。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行っていきます。

## 第4節 本計画の目標値

### 1 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、市民1人1日あたりの家庭系ごみ(資源物・集団回収を除く)排出量を目標値として設定します。

平成36年度までに

基準年度からマイナス10%減量 356g/人・日以下

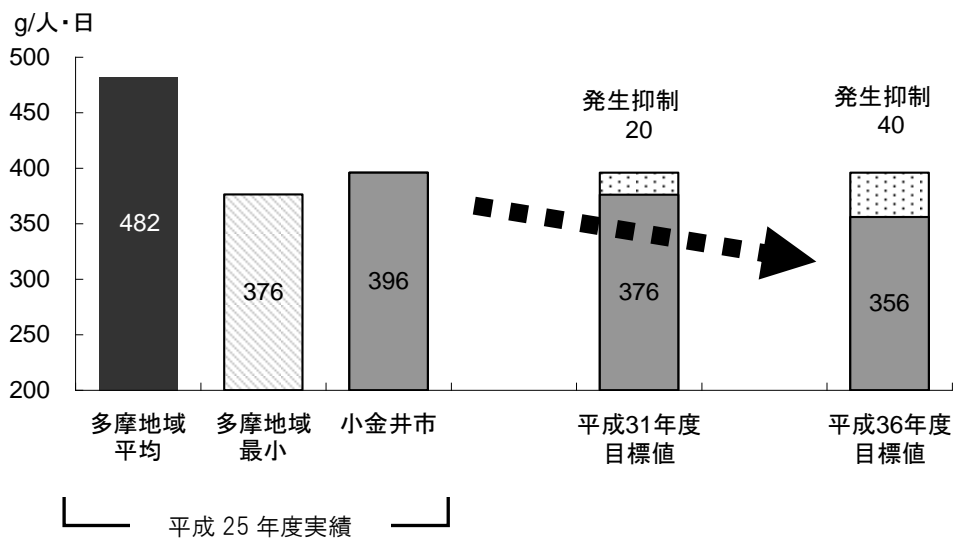


図2-2 削減目標(1人1日あたりの家庭系ごみ排出量)

#### [目標設定の考え方]

平成25年(2013年)度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ(資源物・集団回収を除く)排出量は396g/人・日です。また、同年度の多摩地域の平均は482g/人・日、最小値は376g/人・日となっており、多摩地域で少ない方から5番目となっています。そこで本市は、更なるごみ減量に向けて、家庭系ごみ(資源物・集団回収を除く)の発生抑制に最優先に取り組むことを指標とし、市民1人1日あたりの家庭系ごみ(資源物・集団回収を除く)排出量を多摩地域で最少レベルにすることを目指します。

※ 多摩地域ごみ実態調査より算出

## 2 埋立処分量 (t)

最終処分場の長期安定的な運営に向けて、東京たま広域資源循環組合の定める配分量を目標値として設定します。

平成 36 年度まで

東京たま広域資源循環組合の定める配分量未満

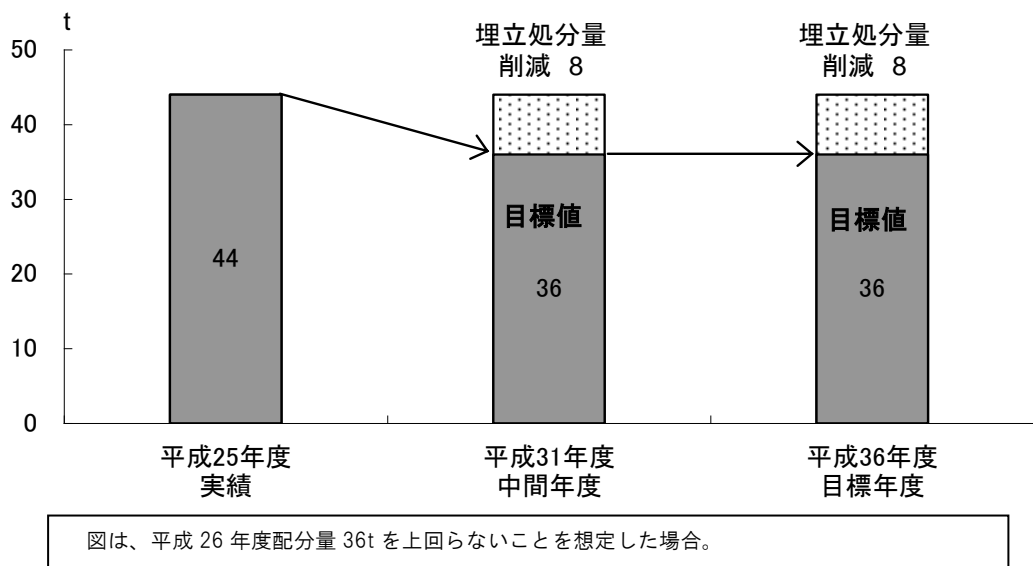


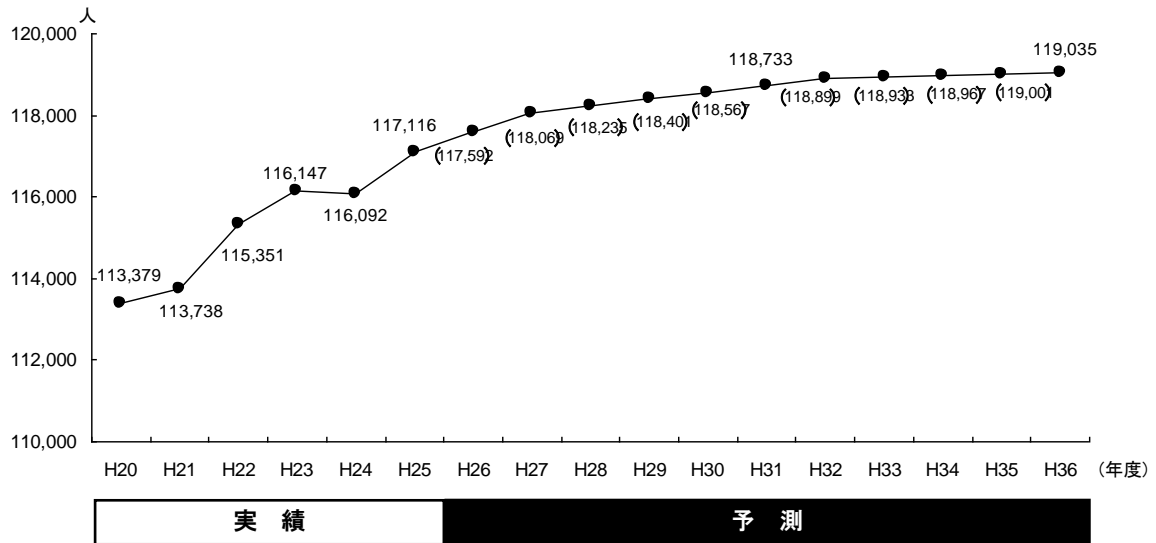
図 2-3 削減目標（埋立処分量）

また、東京たま広域資源循環組合の定める配分量が今後減少となる場合には、更なる埋立処分量の削減を目指していきます。

## 第5節 将来予測

### 1 将来人口推計

将来人口推計については、上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画に従います。本市の人口は、今後も微増傾向が継続すると考えられ、目標年度である平成36年(2024年)度の人口は119,035人と推定され、平成25年(2013年)度に比べ、1.6%の増加となる見込みです。



第4次小金井市基本構想・前期基本計画では、コーホート要因法を用いて平成27年(2015年)、平成32年(2020年)、平成37年(2025年)の5年ごとの人口を設定しています。本計画についてもその数値に従い、設定のない各年の人口は、直線式で補完して推計しています。

図2-4 将来人口推計値

### 2 ごみ量の推計値

将来の人口予測などを加味したごみの推計量は図のようになります。

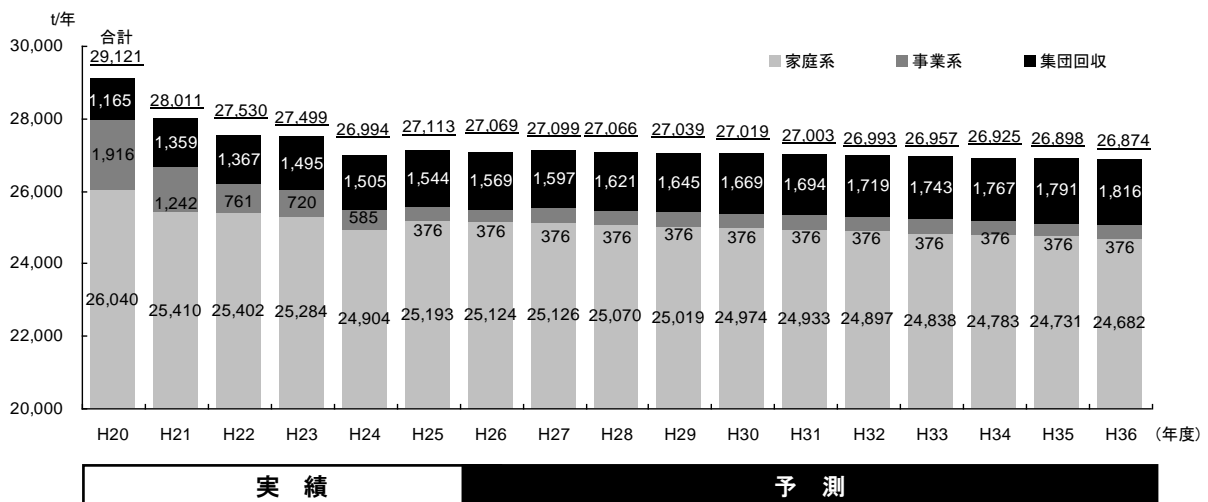


図2-5 排出量の将来予測(現状推移)

ただし、事業系可燃ごみについては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の対象となっていないため、現時点では、民間の一般廃棄物処理施設で処理を行っていますが、今後、可燃ごみの共同処理を実施するにあたり、3市で異なっているごみ処理手数料の改定を行った場合には、事業系可燃ごみ約2,000tが新たな施設に搬入されることも想定されます。

### 3 市民1人1日あたりの家庭系ごみ量の比較

市民1人1日あたりの家庭系ごみ(資源物・集団回収除く)排出量について、現状推移と目標達成時を比較したものを図2-6に示します。

現状推移した場合に比べ、平成31年(2019年)度の中間目標年度では約11gの減量、平成36年(2024年)度の目標年度には約26gの減量を達成する必要があります。

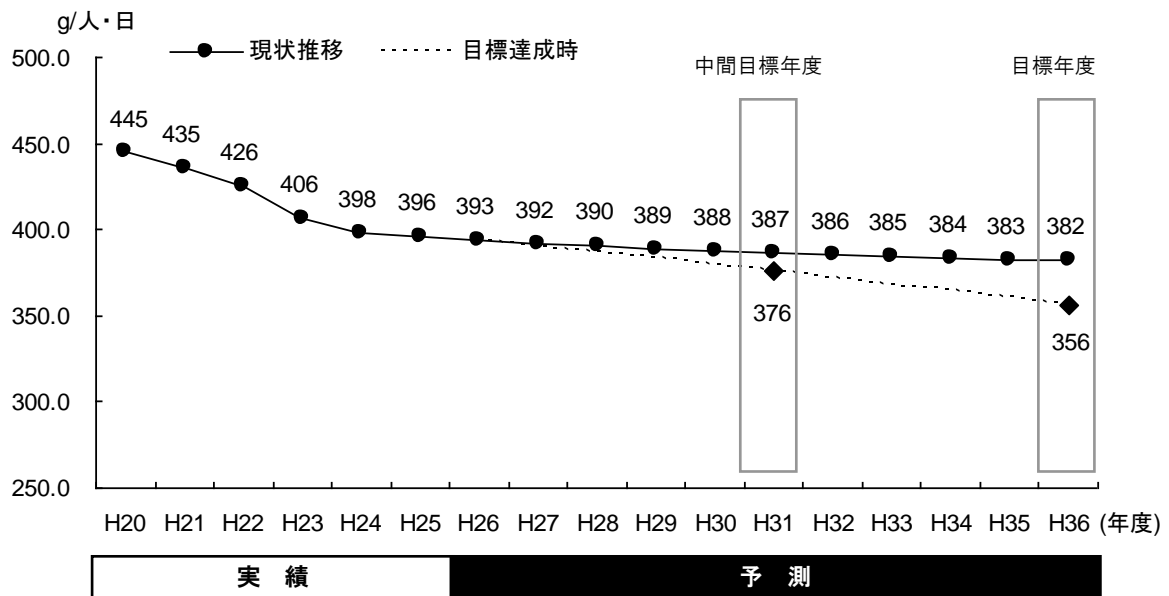


図 2-6 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

# 第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## 第1節 計画の体系

本計画の体系を示します。2つの基本方針に基づき、14の項目により構成しています。

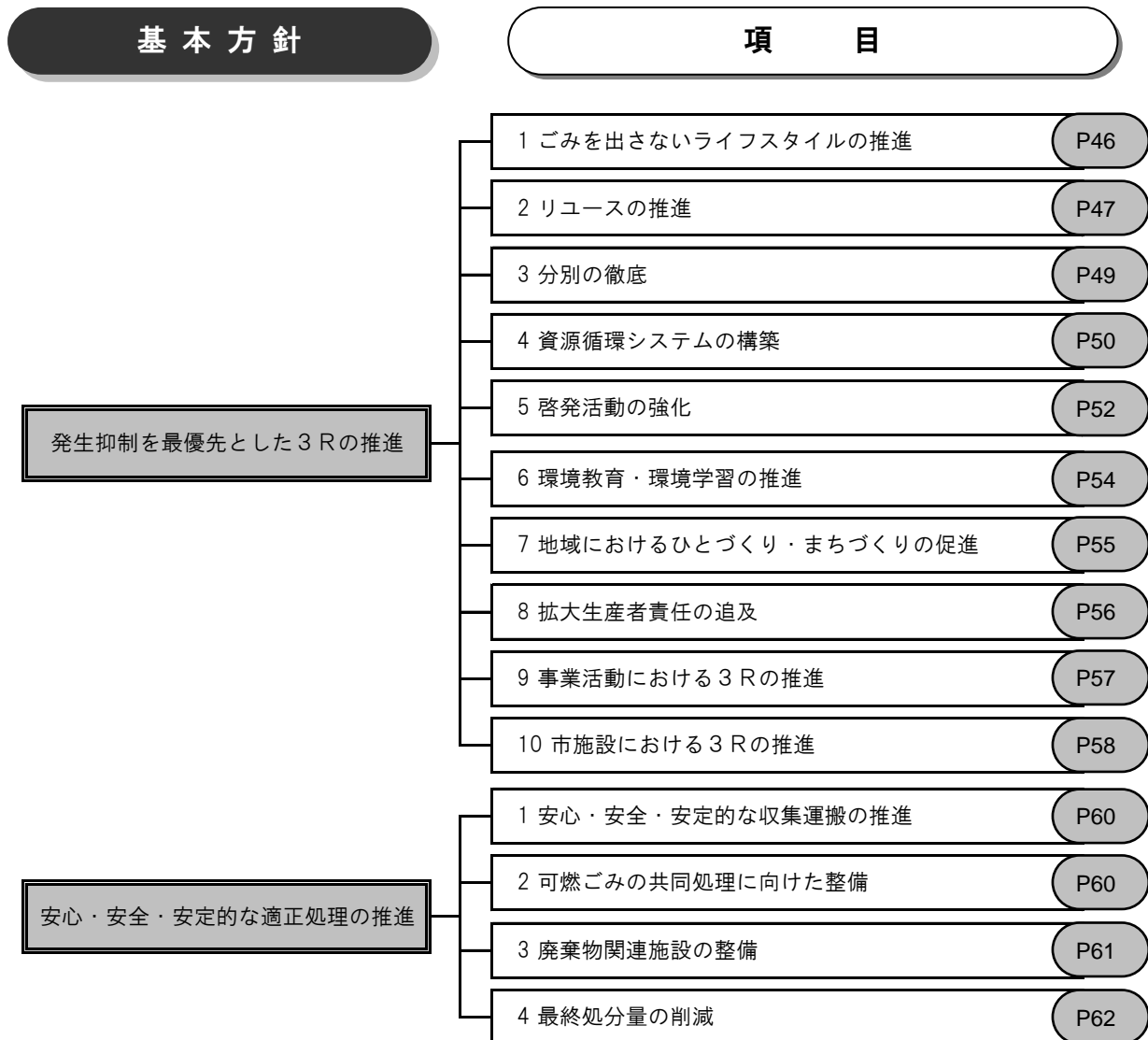


図 3-1 体系図





## 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

### 1 ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らす発生抑制です。ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着するためには、市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、日頃から、ごみの発生抑制を意識した行動を実践することが重要です。ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作る機会を提供することによって動機づけを図り、市民一人ひとりのごみを出さないライフスタイル変革への支援を推進します。また、実践につながる仕組みを作り、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組を推進し、展開します。

#### 取組内容

##### (1) ライフスタイル変革への支援

一人でも多くの市民が、ごみや環境に関心を持ち、ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作るため、市民との交流の場において、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイル変革への動機付けとなる支援を行います。地域における市民主催の学習会、キャンペーン及びイベントなど市民が集う場に市の職員を派遣し、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組むことの意義及び効果を伝えていきます。また、ごみを出さないライフスタイルが生活習慣の一部として定着するため、発生抑制を最優先とした3R行動チェックシートを作成し、家庭や職場における自発的な取組を支援します

##### (2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進

ごみになるものを元から減らすため、ごみになるものはもらわない・買わない取組を推進します。過剰包装やダイレクトメールは断る・余分なものや使い捨てのものを買わないなど日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

##### (3) 食品ロス削減の推進











食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のロスを削減するため、食材を買い過ぎない・作り過ぎない・無駄なく使う・食べ残さない取組を推進します。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

#### (4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進

燃やすごみの発生抑制に向けて、生ごみには大量の水分が含まれていることから、家庭で誰もが手軽に実践できる生ごみの水切りを徹底します。また、生ごみ減量化処理機器及び生ごみ堆肥化容器の活用などによる生ごみの自家処理を推進します。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

#### (5) マイバッグ・マイボトルの利用促進

不燃系ごみの発生抑制のために、消費者が主体的に選択でき、誰もが簡単に実践できるマイバッグ・マイボトルの利用促進を図ります。マイバッグの持参は、レジ袋の削減につながります。また、水筒やタンブラーなどの繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトルなど使い捨て容器の利用の削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

取組内容	前期	後期
(1) ライフスタイル変革への支援	強化 	強化 
(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進	強化 	強化 
(3) 食品ロス削減の推進	強化 	強化 
(4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進	強化 	強化 
(5) マイバッグ・マイボトルの利用促進	強化 	強化 

## 2 リユースの推進

発生抑制の次に取り組むべきことは、使えるものは何度でも使うリユースです。不用になったものは必要としている人に譲る・壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切にすることが重要です。リユースルートの構築と円滑な運用を推進するとともに、リユース施策及びリユース活動を広く市民に周知することで、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。更に、新たなリユース施策についても調査・研究していきます。

## 取組内容

### (1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進

リユースできるものについて、効率的なリユースルートを構築し有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化など状況に応じてその有用性を見直しも検討していきます。

### (2) くつ・かばん類の有効活用

リユースできるくつ・かばん類については、分別区分、回収方法の見直し及び情報発信手段を検討し、さらなる有効活用を推進していきます。

### (3) リユース食器の有効活用

リユース食器の活用は、祭りやイベントなどで市民が身近に取り組むことができるリユース活動であるため、多くの市民に対してリユース意識の向上を図ることができます。広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、リユース食器の意義及び効果を広く周知します。

### (4) リユース活動の支援と周知

現在締結しているシルバー人材センターとのリサイクル事業に関する協定を継続し、シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所におけるリユース事業の充実に向けた支援を行います。また、リサイクル事業所の事業及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知し、リユース活動の充実を図ります。

### (5) リユース施策の調査・研究

リユースの取組をより一層推進していくために、他自治体・民間団体などの取組事例を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進	強化 	
(2) くつ・かばん類の有効活用	強化 	
(3) リユース食器の有効活用	充実 	
(4) リユース活動の支援と周知	充実 	
(5) リユース施策の調査・研究	検討	開始 

### 3 分別の徹底

発生抑制、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、資源としての品質を確保することが重要です。組成分析を実施することで現況を把握し、正しい分別方法の周知及び清掃指導員による分別指導などにより、分別ルールの徹底を図ります。

#### 取組内容

##### (1) 組成分析の実施




ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透度の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討します。

##### (2) 正しい分別方法の周知

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、正しい分別方法についての周知を徹底します。特に、燃やすごみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い資源になる古紙類並びにプラスチック類の分別方法の周知を重点的に促進します。更に、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどは、汚れを落としてから排出することの大切さを周知徹底します。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要性が生じた場合には、**分別方法の見直しを含め状況に応じた対応を検討していきます。**

##### (3) 清掃指導員による分別指導の徹底

分別ルールの浸透に向けて、必要に応じて清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を徹底します。特に、転入者や分別が徹底されていない集合住宅への分別指導について強化します。

取組内容	前期	後期
(1) 組成分析の実施	充実 	
(2) 正しい分別方法の周知	強化 	
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底	強化 	

## 4 資源循環システムの構築

循環型社会を形成するためには、限りある資源を大切に使い、持続可能な資源循環システムを構築することが重要です。分別された資源物を効率的・効果的にリサイクルするため、資源物の戸別・拠点回収を充実するとともに、資源化ルートを構築し円滑な運用を推進します。更に、有機性資源(生ごみ、枝木・雑草類・落ち葉)の有効利用を図るとともに、未活用資源の有効利用方策も調査・研究していきます。

### 取組内容

#### (1) 資源物戸別・拠点回収の充実

品目ごとに分別された資源物は、市が責任を持って戸別・拠点回収を実施します。また、市民の排出のしやすさ、回収の効率などの観点から、よりよい回収方法について検討していきます。

#### (2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進

品目ごとに分別された資源物は、効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化などに応じて、その有用性を見直しも検討していきます。

#### (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して広く周知し、制度の推進を図ります。また、使用状況の把握に努め、制度の改善に活かしていくなど、今後の取組状況も踏まえた状況に応じた対応を検討していきます。

#### (4) 生ごみ堆肥化事業の推進

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化事業を推進します。【家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び民間の集合住宅などに設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)にて生成された生ごみ乾燥物の回収 → 食品リサイクル堆肥の製造 → 市内農家及び家庭菜園での野菜・果実の栽培 → 市場への流通・消費】という資源循環システムの構築を図ります。併せて、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業を支援し、事業の取組内容及び成果を周知します。また、生ごみ堆肥化容器の配布制度の充実を図るとともに、各家庭における生ごみの有効な利用方法などについて広報媒体を活用して紹介していきます。更に、今後の取組状況なども踏まえ、状況に応じた対応を検討していきます。

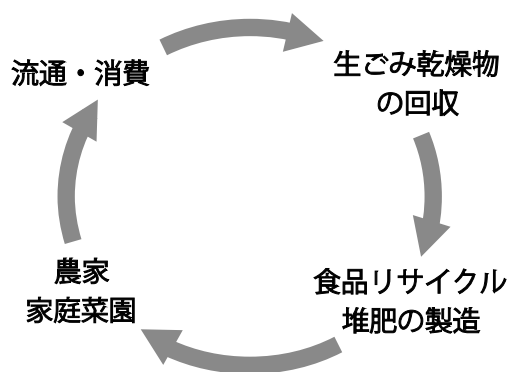


図 3-3 生ごみ乾燥物資源循環のイメージ

#### (5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用

枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図るとともに、効率的な回収方法などについて検討し、必要に応じて見直しを行っていきます。

#### (6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究

循環型社会形成に向けた取組を推進するため、資源として活用されていなかったもの及び資源として活用できなかったものについて、資源化や有効利用の可能性を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 資源物戸別・拠点回収の充実	充実 	
(2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進	強化 	
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	強化 	
(4) 生ごみ堆肥化事業の推進	強化 	
(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	充実 	
(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究	検討 開始 	

## 5 啓発活動の強化

発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に本市の取組を理解してもらい、協力していただくことが重要です。市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、日頃から、発生抑制を最優先とした3Rの推進を意識した行動を実践することができるよう、また、転出入が多いという本市の特性も踏まえ、一人でも多くの市民へ周知徹底を図るため、広報媒体を活用した情報発信、分かりやすい広報媒体の作成、キャンペーンの実施、イベントへの出展及び転入者への周知などの啓発活動を強化していきます。更に、効果的な啓発活動について調査・検討を行っていきます。

### 取組内容

#### (1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ及び分別啓発チラシによる情報発信並びにアニメーションDVD及び冊子などを活用した出張講座の実施など啓発活動を強化します。一人でも多くの市民に本市の取組を理解してもらい、協力していただくため、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

#### (2) 分かりやすい広報媒体の作成

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体の内容・表現及び発信方法に工夫を凝らし、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、ごみや環境に無関心な層の取り込みも目指して、誰もが理解できる具体的で分かりやすい広報媒体を作成します。

### (3) キャンペーンの実施

市内の駅頭、イベント及び店頭など市民が集う場において、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、キャンペーン(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)を実施します。市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

### (4) イベントへの出展

市内イベントなど市民が集う場において、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映及びパネル展示などの出展をすることで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

### (5) 転入者への啓発強化

転入窓口となる担当部署との連携により、本市での生活を始めるタイミングでの啓発を強化します。特に、転出入の多い集合住宅について、集合住宅所有者又は管理会社などと連携し啓発を強化します。

### (6) 効果的な啓発活動の調査・検討

一人でも多くの市民に発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底を図るため、新たに、スマートフォンでの情報発信など、状況に対応した効果的な啓発方法について、他自治体・民間団体の取組事例などを調査・検討していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化	強化	強化
(2) 分かりやすい広報媒体の作成	強化	強化
(3) キャンペーンの実施	強化	強化
(4) イベントへの出展	強化	強化
(5) 転入者への啓発強化	強化	強化
(6) 効果的な啓発活動の調査・検討	検討	開始



## 6 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、その輪が広がることにより、具体的行動を取ることでできる人材が育っていくことは重要です。小・中学校、町会、自治会、子供会及びその他団体などにて各世代に応じた効果的な環境教育・環境学習を推進します。

### 取組内容

#### (1) 小・中学校における環境教育の推進




小・中学校への出張講座や中間処理場の見学会などに市の職員を講師として派遣し、ごみに関する環境教育を推進します。ごみ減量オリジナル・キャラクターを使用したアニメーションDVD及び冊子などの活用による子どもへの教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみについて考えることができる機会を提供します。

#### (2) 町会、自治会、子供会及びその他団体などへの学習の場の提供

町会、自治会、子供会及びその他団体などが主催する学習会に市の職員を講師として派遣し、ごみに関する環境学習を推進します。

#### (3) 情報の提供

環境教育・環境学習の推進に向けた出張講座を、年間を通じて随時開催します。世代など問わず誰もが参加しやすい講座となるように、広報媒体を活用して、市民・事業者への情報提供に努めます。また、講座や学習会に参加できない市民のために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組やごみに関する最新の情報などについても、随時情報を提供します。ごみに関する情報を、市民が必要な時に、いつでもどこでも得ることができるよう情報提供の充実を図ります。

取組内容	前期	後期
(1) 小・中学校における環境教育の推進	強化 	
(2) 町会、自治会、子供会及びその他団体などへの学習の場の提供	強化 	
(3) 情報の提供	充実 	

## 7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進

発生抑制を最優先にした3Rの推進に向けては、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会などからの推薦を受けたごみゼロ化推進員の活動を支援するとともに、ごみ相談員制度の認知度の向上を図り、更に、集団回収事業を支援することで、地域におけるひとづくり・まちづくりを促進します。また、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。

### 取組内容

#### (1) ごみゼロ化推進員による活動の推進

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、ごみゼロ化推進員と市の協働によるキャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、催しの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、ごみの分別指導及び清掃活動などを支援します。

#### (2) ごみ相談員制度の認知度向上





地域におけるごみ分別ルールの浸透を図るため、ごみ相談員制度の認知度の向上を図ります。

#### (3) 集団回収事業の支援

集団回収事業実施団体への奨励金の交付など集団回収事業を支援します。更に、広報媒体及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、集団回収を利用していない市民に対する情報提供に努め、より多くの参加を働きかけていきます。

#### (4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

地域における課題解決に向けて、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組が相乗的な効果を得ることができるよう地域ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) ごみゼロ化推進員による活動の推進	強化 	
(2) ごみ相談員制度の認知度向上	強化 	
(3) 集団回収事業の支援	強化 	
(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	強化 	

## 8 拡大生産者責任の追及

循環型社会を形成するためには、生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任が求められます。拡大生産者責任の追及及び事業者と行政の役割分担の見直しについて、国・都に働きかけていきます。


### 取組内容

#### (1) 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、また、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築するため、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

#### (2) 事業者と行政の役割分担の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルされています。拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 拡大生産者責任の追及	強化 	
(2) 事業者と行政の役割分担の見直し	強化 	

## 9 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正処理を推進します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。事業者に対して、発生抑制、リユース、リサイクルの推進を働きかけていきます。更に、拡大生産者責任の考え方のもと、リサイクル推進協力店の拡大及び店頭回収を推進します。

### 取組内容

#### (1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業者は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、個別指導を実施します。

#### (2) 発生抑制の推進

事業者が最優先に取り組むべきことは発生抑制です。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するなど、事業者の状況に応じた発生抑制の推進を図るとともに、従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

#### (3) リユース、リサイクルの推進

事業者が発生抑制の次に取り組むべきことは、リユース、リサイクルです。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、適正な分別に向けた指導を徹底するなど、事業者の状況に応じたリユース、リサイクルの推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

#### (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務

づけられています。発生抑制を最優先とした3Rの推進及び適正な処理に向けて、適宜、立入指導を実施します。

#### (5) リサイクル推進協力店の拡大

レジ袋の削減、簡易包装の推進、ばら売り・量り売りの推進、ペットボトル・紙パックなどの自主回収及びエコマーク商品などの販売促進などに取り組んでいる市内の事業所をリサイクル推進協力店として認定しています。リサイクル推進協力店の募集及び事業所への働きかけを強化することで、認定事業所の拡大に取り組めます。更に、市民に対しては、広報媒体など市民へ情報発信できる機会を活用してリサイクル推進協力店を紹介し、環境にやさしい事業所を積極的に応援します。また、社会状況に応じて認定要件の見直しに着手していきます。

#### (6) 店頭回収の推進

食品トレイ、ペットボトルなどは、市内各事業所で店頭回収を実施しています。広報媒体を活用して店頭回収を実施している事業所の情報提供に努めるとともに、各事業所へは自主回収・自主処理の取組拡大を働きかけていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進	強化	
(2) 発生抑制の推進	強化	
(3) リユース、リサイクルの推進	強化	
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	強化	
(5) リサイクル推進協力店の拡大	強化	
(6) 店頭回収の推進	強化	

## 10 市施設における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて率先して取り組まなければなりません。小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を作成し、更に、その進捗状況や市

施設ごとの実績報告を公表することで、市職員の意識の向上を図り、3Rの推進に取り組めます。



## 取組内容

### (1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進

小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づき、6つのごみゼロ化推進部会が設置されています。各部会において毎年度、減量目標、目標を達成するための具体的な取組内容などを定めた小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を作成します。職員は、その計画に従って日頃から積極的に取組を実践し、3Rの推進に努めます。

### (2) 進捗状況・実績報告の公表

各部会の小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の進捗状況及び市施設ごとのごみ・資源物の排出量・処理量の実績報告については、広報媒体を通じて公表します。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進	強化 	
(2) 進捗状況・実績報告の公表	充実 	

### 第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進

#### 1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進

ごみ・リサイクルカレンダーに基づいて、指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って収集運搬することが義務付けられています。排出されるごみ・資源物の安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めます。また、高齢の方や障害のある方への日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するために実施しているふれあい収集を推進します。



##### 取組内容

##### (1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保

指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って収集運搬します。また、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも対応できる安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めていきます。更に、可燃ごみの共同処理に伴う状況に応じた対応を検討していきます。

##### (2) ふれあい収集の推進

高齢の方や障害のある方でごみ出しが困難な世帯を戸別訪問し、ごみ・資源物の収集を行っているふれあい収集を推進するとともに、利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保	充実 	
(2) ふれあい収集の推進	充実 	

#### 2 可燃ごみの共同処理に向けた整備

日野市及び国分寺市との3市共同による、可燃ごみの共同処理を推進します。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、広域支援による可燃ごみの処理を依頼することとします。

## 取組内容

### (1) 新可燃ごみ処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施します。新可燃ごみ処理施設は、環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保していきます。

### (2) 広域支援による可燃ごみの処理

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各自治体・一部事務組合に可燃ごみの処理を依頼することとします。循環型社会の形成並びに各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、市民・事業者・行政が一体となって、更なるごみの減量に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) 新可燃ごみ処理施設の整備	整備 	終了
(2) 広域支援による可燃ごみの処理	広域支援 	終了

## 3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

## 取組内容

### (1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、昭和61年(1986年)の稼働から28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けた計画を策定していきます。



## (2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	検討 	開始 
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討 	開始 

## 4 最終処分量の削減

最終処分場の長期安定的な運営及び施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に向けた取組が必要です。最終処分場の取組を周知するとともに、最終処分量の最少化、適正な分別排出及び広域的な連携に取り組めます。

### ※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分をすることとします。

### ※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合(日の出町)のエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルし、最終処分場の延命化を図ります。

## 取組内容

### (1) 最終処分量の最少化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量及び焼却灰の最少化に取り組めます。

## (2) 適正な分別排出

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、適正な分別排出について周知を行います。

## (3) 広域的な連携

他自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設における埋立・エコセメント化事業を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 最終処分量の最少化	強化 	強化 
(2) 適正な分別排出	強化 	強化 
(3) 広域的な連携	強化 	強化 

## 第4節 廃棄物処理を支える体制の確立

### 1 災害発生時の対応に向けた体制整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、災害などによって排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るための体制を整備していきます。



#### 取組内容

#### (1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、排出される大量のごみを迅速に処理するため、被害状況などを把握し、臨時集積所の設置、収集運搬体制の確保、臨時収集運搬ルート の 確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更など、迅速にごみ処理計画を策定し、災害時の体制を整備していきます。なお、災害発生時において迅速に対応できるごみ処理体制の確保に努めるため、現在、収集運搬業者と締結している「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を継続していきます。

#### (2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、本市単独での対応では排出されたごみ処理が不可能な場合、他の自治体・一部事務組合及び民間施設に対して支援を要請していきます。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備	充実 	
(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	充実 	

## 2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化を図っていきます。



### 取組内容

#### (1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合との連携を強化して情報の共有化を図り、地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けた調査・研究を行っていきます。また、安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた連携を強化していきます。

#### (2) 国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、国・都との連携を強化して情報の共有化を図り、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組について調査・研究を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携	強化 	
(2) 国・都との連携	強化 	

## 3 収集・処理できない廃棄物への対応

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコン、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理できない廃棄物などの情報を広く周知することにより、適正処理を推進していきます。



### 取組内容

#### (1) 情報の提供

広報媒体を活用して、市で収集・処理できない廃棄物の情報を提供します。

## (2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備

市で収集・処理できない廃棄物については、専門に扱う業者と情報交換を行い、業者と連携して受入態勢を整備するなど、適正処理を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 情報の提供	充実 	
(2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	充実 	

## 第5節 生活環境保全の推進

### 1 不法投棄防止体制の確立

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶及び吸い殻などのポイ捨て並びに使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発及び市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、適正な処理を促し、不法投棄防止体制を確立します。

#### 取組内容

#### (1) パトロールの強化




不法投棄多発地帯などを中心に、市職員が定期的にパトロールすることにより不法投棄の防止に努めます。併せて、古紙の抜き取りなど不法行為についても注意喚起を行います。

#### (2) 不法投棄防止対策の推進

啓発看板(不法投棄厳禁・犬のフン禁止)の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

#### (3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化

市民・事業者と連携し、不法投棄防止に向けた監視・通報体制を強化します。また、警察や関係他部局との綿密な連携を図り、不法投棄防止に向けた体制を確立します。

取組内容	前期	後期
(1) パトロールの強化	充実 	
(2) 不法投棄防止対策の推進	充実 	
(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化	充実 	

## 2 環境負荷低減の推進

生活環境の保全に努めるため、収集車両などへの低公害車の導入を進めます。また、必要な製品やサービスを購入する際には、環境負荷ができるだけ少ないエコマーク商品などを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。


### 取組内容

#### (1) 収集車両への低公害車の導入

収集車両などに低公害車の導入を進めます。また、収集運搬業者に対しても積極的な導入を協力要請します。

#### (2) グリーン購入の推進

環境負荷の低減を継続的に進めるために、グリーン購入を推進していきます。また、販売店には供給面で、市民に対しては消費面でグリーン購入推進への協力を求めています、資源循環の輪の形成に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 収集車両への低公害車の導入	充実 	
(2) グリーン購入の推進	充実 	

## 第6節 計画の実効性を高める仕組み

### 1 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

#### 取組内容

##### (1) 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、【計画に沿った施策を実行 → 市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成度について点検・評価 → 施策の改善を検討、必要に応じて目標達成に向けた計画の見直し】を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

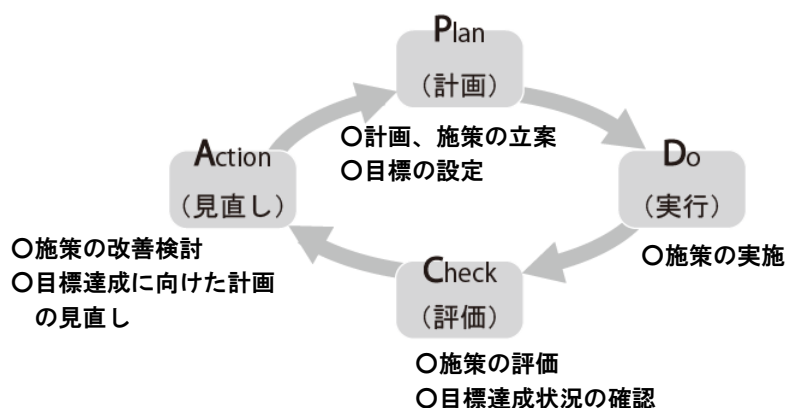


図 3-4 PDCAサイクル

取組内容	前期	後期
	(1) 進捗状況の点検・評価	強化 



## 2 ごみ処理コストの検証

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、市民・事業者・行政の相互理解を高める必要があります。そのため、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たしていきます。また、コスト管理については、国の一般廃棄物会計基準などを参考に、新たな会計手法の検討や環境基金の有効活用を推進し、効率化と適正化に努めていきます。



### 取組内容

#### (1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開

廃棄物会計については、継続して情報公開を実施します。また、国の一般廃棄物会計基準との比較検証について研究を行っていきます。

#### (2) 環境基金の有効活用

平成17年(2005年)度に施行された小金井市環境基金条例に基づき、継続してごみ処理手数料の一部などを積み立てている環境基金の有効活用を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開	充実 	
(2) 環境基金の有効活用	充実 	

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1 収集運搬処理状況

本市における公共下水道普及率は100%を達成しています。し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥などについては一部事務組合(湖南衛生組合)による共同処理を行っています。

##### (1) 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

##### (2) 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市で構成される一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理を行っています。湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 4-1 施設の概要

名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	6kl/日
処理方式	前処理希釈方式

#### 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図4-1に示します。近年、処理量はやや増加しており、平成25年(2013年)度の搬入量は76.6klとなっています。

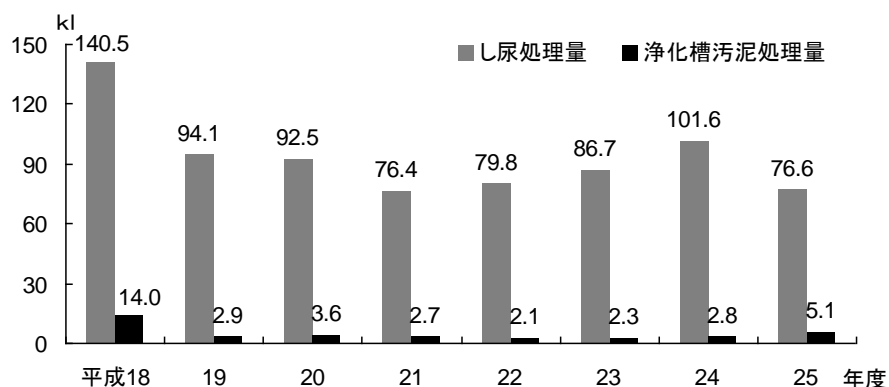


図 4-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

## 第2節 今後の取組

### 1 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いたすべての生活排水については下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いており、平成36年(2024年)度の人口は平成25年(2013年)度に比べ1.6%の増加となる見込みですが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な運搬及び処理ができるよう体制を維持します。また、湖南衛生組合が進めている「湖南衛生組合総合整備事業」に基づき新処理施設の整備を実施します。

### 2 災害発生時の対応

被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、東京都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制を確立します。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかに処理・処分計画を策定します。なお、くみ取りを必要とする仮設トイレについては、平成23年(2011年)にし尿収集運搬業者と「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」、他自治体と「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、協定を締結しているし尿収集運搬業者に協力を要請し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに収集・搬入します。また、市の確保した収集能力を上回ると判断した場合は、速やかに東京都に応援を要請します。

## 基本計画スケジュール（変更予定案）

	開催日	時間	開催場所	主な審議内容予定
第6回審議会	平成26年11月20日(木)	18:00～20:00	第一会議室	基本計画の審議
市議会報告	平成26年12月9日(火)	—	第一会議室	建設環境委員会へ報告
第7回審議会	平成26年12月12日(金)	18:00～20:00	801会議室	処理計画の策定(諮問・審議)
市民説明会	平成26年12月17日(水) または、12月18日(木)	未定	未定	基本計画説明会(市民の意見を聴く会)
パブリック コメント	平成26年12月19日(金)～平成27年1月16日(金)	—	—	基本計画に対する市民の意見募集
第8回審議会	平成27年1月16日(金)	15:00～17:00	801会議室	処理計画の策定(審議)
第9回審議会	平成27年2月6日(金)	15:00～17:00	第一会議室	処理計画の策定(審議)
第10回審議会	平成27年2月19日(木)	18:00～20:00	801会議室	基本計画の策定(パブリックコメント結果報告・審議) 処理計画の策定(審議)
第11回審議会	平成27年3月13日(金) または、3月19日(木)	18:00～20:00	801会議室	基本計画の策定(審議・答申) 処理計画の策定(審議・答申)

- ※ 開催場所：第一会議室＝本庁舎3階第一会議室、801会議室＝第二庁舎8階801会議室  
 ※ 審議内容：基本計画＝一般廃棄物処理基本計画、処理計画＝平成27年度一般廃棄物処理計画  
 ※ 審議会開催日時、開催場所、開催数、審議内容等については、今後の状況に応じて変わります。

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項目	平成25年度				平成26年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合計(C = A + B)				合計(F = D + E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	1,038.4	26	34.9	1,073.3	1,061.7	26	26.9	1,088.6	15.3	1.43%
5月	1,078.3	27	34.1	1,112.4	1,063.1	27	21.6	1,084.7	△ 27.7	△ 2.49%
6月	999.8	25	28.6	1,028.4	963.9	25	20.0	983.9	△ 44.5	△ 4.33%
7月	1,087.7	27	31.2	1,118.9	1,108.7	27	24.9	1,133.6	14.7	1.31%
8月	1,019.3	27	27.7	1,047.0	1,013.1	26	22.3	1,035.4	△ 11.6	△ 1.11%
9月	942.1	25	29.4	971.5	1,001.6	26	25.6	1,027.2	55.7	5.73%
10月	1,056.5	27	32.6	1,089.1	1,041.3	27	23.7	1,065.0	△ 24.1	△ 2.21%
11月	1,030.8	26	28.8	1,059.6	—	—	—	—	—	—
12月	1,059.6	25	28.9	1,088.5	—	—	—	—	—	—
1月	1,036.7	24	29.1	1,065.8	—	—	—	—	—	—
2月	869.9	23	28.1	898.0	—	—	—	—	—	—
3月	975.9	26	28.5	1,004.4	—	—	—	—	—	—
合計	12,195.0	308	361.9	12,556.9	7,253.4	184	165	7,418.4	△ 22.2	△ 0.30%

## 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第26号）の全部を改正する。

## 目次

## 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市長の基本的責務等（第3条—第9条）
- 第3章 事業者の基本的責務等（第10条）
- 第4章 市民の基本的責務等（第11条）
- 第5章 再利用等による廃棄物の減量（第12条—第23条）
- 第6章 適正処理困難物の抑制（第24条—第26条）
- 第7章 一般廃棄物の適正処理等（第27条—第41条）
- 第8章 産業廃棄物（第42条—第44条）
- 第9章 廃棄物処理手数料（第45条—第46条の2）
- 第10章 一般廃棄物処理業（第47条—第53条）
- 第11章 浄化槽清掃業（第54条—第57条）
- 第12章 地域の生活環境（第58条—第62条）
- 第13章 雑則（第63条—第67条）
- 第14章 罰則（第68条—第71条）

## 付則

## 前文

廃棄物の問題は、今や個々の地域における処理の問題にとどまらず、環境保全と資源の有効利用を図る視点から地球的な規模での問題として発想の転換が求められている。

市民、事業者、行政は、それぞれの立場で廃棄物を単なる「ごみ」とする考え方を改め、その発生の抑制に努めるとともに再利用、資源化の徹底を図ることが必要である。

小金井市は、すべての人々の参加と協力のもとに他都市との連携を高め、人と環境が調和したりサイクル型都市の形成を目指し全力を尽くすものである。

このような認識のもとに、この条例を制定する。

**第1章 総則**

## (目的)

**第1条** この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

- 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 家庭廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
  - (2) 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
  - (3) 事業系一般廃棄物とは、事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
  - (4) 再利用とは、活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること、又は資源として利用することをいう。
  - (5) 資源物とは、再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

**第2章 市長の基本的責務等**

## (市長の責務)

**第3条** 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければ

ばならない。

4 市長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

**第4条** 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の推進に関し、必要と認めるときは市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

**第5条** 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに施設の運営状況について市民に明らかにしなければならない。

(市民参加)

**第6条** 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴く等、市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

**第7条** 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、小金井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 前項に定めるもののほか、審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

5 委員は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみゼロ化推進員)

**第8条** 市長は、法第5条の8第1項の規定に基づき、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、ごみゼロ化推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、規則で定める。

(他の地方公共団体との協力等)

**第9条** 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

### 第3章 事業者の基本的責務等

(事業者の責務)

**第10条** 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を独自に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

### 第4章 市民の基本的責務等

(市民の責務)

**第11条** 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

### 第5章 再利用等による廃棄物の減量

(市長の減量義務)

**第12条** 市長は、資源物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源物の回収等を行うとともに、物

品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

**第13条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(市民の減量義務)

**第14条** 市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(再利用に関する計画)

**第15条** 市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

**第16条** 市長は、再利用等に関する市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障を生じない範囲内において、市長の管理する施設（教育委員会が管理する施設を含む。）等を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

**第17条** 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

(再利用の容易性の自己評価等)

**第18条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、及びその製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

**第19条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品等の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物等の所有者等の義務)

**第20条** 事業用の大規模建築物等で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物等」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物等から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物等の所有者は、当該建築物等から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物等の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物等の所有者は、当該建築物等又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物等の占有者は、当該建築物等から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、事業



用大規模建築物等の所有者に協力しなければならない。

- 6 事業用大規模建築物等を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物等の建設者」という。)は、当該建築物等又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物等の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

**第21条** 市長は、事業用大規模建築物等の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は当該事業用大規模建築物等の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物等の所有者又は当該事業用大規模建築物等の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

**第22条** 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物等の所有者又は事業用大規模建築物等の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

**第23条** 市長は、事業用大規模建築物等の所有者又は事業用大規模建築物等の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物等から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

## 第6章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

**第24条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、及びその製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

**第25条** 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等回収義務)

**第26条** 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

- 2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。
- 3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。
- 4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

## 第7章 一般廃棄物の適正処理等

(家庭廃棄物の処理)

**第27条** 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

**第28条** 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、もしくは処分し、又は廃棄物の収集もしくは運搬もしくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、もしくは処分させなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

**第29条** 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を

定め、これを告示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。  
(一般廃棄物の処理)

**第30条** 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

- 2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。  
3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。  
(計画遵守義務)

**第31条** 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め、可燃ごみ、不燃ごみごとの分別及び資源物を種別ごとに分別し所定の場所に持ち出す等第29条の規定により定められた計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、廃棄物を収納する袋等について、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。  
(家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法)

**第31条の2** 占有者は、市長が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物（第45条の規定に基づき廃棄物処理手数料を徴収する家庭廃棄物のうち、粗大ごみ、し尿等及び動物の死体を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

- 2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分する事業系一般廃棄物（第45条の規定に基づき廃棄物処理手数料を徴収する事業系一般廃棄物のうち、粗大ごみ、し尿等及び動物の死体を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。  
3 前2項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。  
(粗大ごみの排出方法)

**第31条の3** 占有者は、粗大ごみを排出するときは、市長が指定する処理券を当該排出物に貼付しなければならない。

(排出禁止物)

**第32条** 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

**第33条** 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

**第34条** 市長は、占有者が第31条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(収集拒否)

**第34条の2** 市長は、占有者が第31条の2第1項もしくは第31条の3の規定に違反して家庭廃棄物もしくは粗大ごみを排出したとき、又は前条の規定による必要な改善その他必要な措置をとらなかったときは、当該家庭廃棄物もしくは粗大ごみの収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

**第35条** 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それらを処理するよう命ずることができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第30条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

**第36条** 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

**第37条** 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理をして排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

**第38条** 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他の必要な事項は、規則で定める。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

**第39条** 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

**第40条** 市長は、事業者が第35条第2項又は第36条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の必要な措置を命ずることができる。

(準用)

**第41条** 第30条第1項、第31条、第31条の3及び第32条から第34条の2までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

## 第8章 産業廃棄物

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

**第42条** 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、第29条に規定する計画に含めるものとする。

(処理命令)

**第43条** 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

**第44条** 第30条、第31条、第34条、第34条の2、第36条、第37条及び第39条(第35条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

## 第9章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

**第45条** 市長は、次の各号の一に該当する廃棄物の処理について、占有者又は事業者から、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる手数料（以下「廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、廃棄物処理手数料の1か月分の請求額の合計が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

(1) 家庭廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）。ただし、次に掲げる廃棄物で、市長が資源物の収集を目的として設けた収集日に排出され、かつ、市長が再利用することを適当と認めたものの処理については、廃棄物処理手数料は徴収しないものとする。

ア 古紙

イ 布

ウ 空き瓶

エ 空き缶

オ ペットボトル（飲料等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）

カ 金属類

(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）

(3) 一般家庭から排出される粗大ごみ及び市長が特に認める事業所から排出される粗大ごみ

(4) し尿等

(5) 動物の死体

(6) 浄化槽の清掃

2 市長は、前項に規定する廃棄物処理手数料（指定収集袋により排出される廃棄物に係るものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(指定収集袋の交付)

**第45条の2** 市長は、廃棄物処理手数料（指定収集袋により排出される廃棄物に係るものに限る。

以下この項において同じ。）をあらかじめ納入した者又は次条の規定により当該廃棄物処理手数料を減免した者に、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋について必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物処理手数料の減免)

**第46条** 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第45条に規定する廃棄物処理手数料を減免することができる。

(廃棄物処理手数料の不還付)

**第46条の2** 既に納めた廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## 第10章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

**第47条** 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自ら一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者については、この限りでない。

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) その申請の内容が、市長が定める処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法第7条第5項第4号イからヌまでの一に該当する者
- イ この条例もしくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- エ その他規則で定める者

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない範囲で規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

**第48条** 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第2項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

**第49条** 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第30条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

**第50条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令等)

**第51条** 市長は、一般廃棄物収集運搬業者もしくは一般廃棄物処分業者がこの条例もしくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらのものが第47条第3項第4号アからエまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部もしくは一部の停止もしくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(許可証の再交付)

**第52条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

**第53条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5千円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5千円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 5千円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 5千円
- (5) 許可証の再交付を受けようとする者 3千円

## 第11章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

**第54条** 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可したときは、許可証を交付する。

(許可証の譲渡等の禁止等)

**第55条** 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 浄化槽清掃業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
- (2) 浄化槽清掃業を廃止したとき。

(3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

(許可証の再交付)

**第56条** 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

**第57条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5千円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 3千円

## 第12章 地域の生活環境

(生活環境の保全)

**第58条** 占有者は、その占有し、又は管理する土地もしくは建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

**第59条** 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては速やかに清掃し、清潔の保持に努めなければならない。

3 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、その工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出する等によって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者責務)

**第60条** 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

**第61条** 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に捨てられた廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

**第62条** 市長は、第59条から前条までのいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

## 第13章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

**第63条** 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(報告の徴収)

**第64条** 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(清掃指導員)

**第65条** 市長は、第66条に規定する立入検査並びに廃棄物の適正処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(立入検査)

**第66条** 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、

その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

**第66条の2** 法第21条第3項に規定する市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者  
(委任)

**第67条** この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第14章 罰則

(罰則)

**第68条** 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第37条(第44条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (3) 第40条の規定による命令に違反した者
- (4) 第63条第3項の規定による命令に違反した者

**第69条** 第34条(第41条及び第44条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

**第70条** 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第50条の規定に違反した者
- (2) 第55条の規定に違反した者
- (3) 第63条第1項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

**第71条** 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第26号。以下「旧条例」という。)第18条第1項による許可を受けている者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例第47条第1項及び第2項又は第54条第1項の許可を受けている者とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第18条第1項の規定によりされている申請に係る許可については、なお、従前の例による。この場合において、旧条例第18条第1項による許可は、この条例第47条第1項及び第2項又は第54条第1項による許可とみなす。
- 4 前2項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

付 則 (平成6年3月26日条例第13号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1中動物の死体に係る処理手数料を除き、その他の処理手数料及び別表第2については、平成6年12月1日から施行する。

付 則（平成6年9月27日条例第28号）

この条例は、平成6年12月1日から施行する。

付 則（平成6年12月22日条例第34号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成7年12月21日条例第30号）

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則（平成8年6月6日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

付 則（平成8年9月27日条例第21号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

付 則（平成12年12月22日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成15年3月25日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成15年9月29日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成16年3月26日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成16年12月2日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「新条例」という。）第31条の2及び第45条の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等について適用し、施行の日前に収集、運搬及び処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等については、なお従前の例による。

- 3 新条例第45条第1項に規定する廃棄物処理手数料（指定収集袋により排出される廃棄物に係るものに限る。）の徴収及び第45条の2第1項の規定による指定収集袋の交付は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



4 別表第3の改正規定の施行の際既に申込みを受けたものに係る処理については、なお従前の例による。

付 則（平成17年12月21日条例第31号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年6月22日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年6月26日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に市長が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等又は市長の指定した場所に搬入する家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等について適用し、同日前に市長が収集、運搬及び処分した家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等又は市長の指定した場所に搬入した家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等については、なお従前の例による。

付 則（平成20年9月26日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（指定収集袋により排出される廃棄物に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に納入する廃棄物処理手数料について適用し、同日前に納入する廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 新条例の規定（指定収集袋により排出される廃棄物に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後に市長が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等又は市長の指定した場所に搬入する家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等について適用し、同日前に市長が収集、運搬及び処分した家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等又は市長の指定した場所に搬入した家庭廃棄物もしくは事業系一般廃棄物等については、なお従前の例による。

付 則（平成21年5月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年12月20日条例第43号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第45条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分		手数料（円）	
第31条の2第1項の規定により排出する家庭廃棄物	可燃ごみ	特小袋1袋につき	10
		小袋1袋につき	20
		中袋1袋につき	40
		大袋1袋につき	80
	不燃ごみ	特小袋1袋につき	10
		小袋1袋につき	20
		中袋1袋につき	40
		大袋1袋につき	80
第31条の2第2項の規定により排出する事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下この表においてこれらを「事業系一般廃棄物等」という。）	可燃ごみ	小袋1袋につき	88
		中袋1袋につき	176
		大袋1袋につき	352
		小袋1袋につき	86

	不燃ごみ	中袋1袋につき 大袋1袋につき	172 344
第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等	市長が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1kgにつき 66
		不燃ごみ	1kgにつき 43
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1kgにつき 55
		不燃ごみ	1kgにつき 36
し尿等	一般家庭の便所から排出したもの		月額 1,500
	仮設便所から排出したもの		1ℓにつき 58
水洗式し尿	2,000ℓまで（2,000ℓを超える場合は、1,000ℓまで増すごとに7,900円を加算する。）		15,800
動物の死体	1体につき		3,000

別表第2（第45条関係）

浄化槽清掃手数料

腐敗型

腐敗層容量 (m <sup>3</sup> )	一般世帯の手数料 (円)	一般世帯以外の手数料 (円)
1.5未満	8,000	19,000
1.5以上 2.0未満	9,500	21,100
2.0以上 2.5未満	11,000	23,500
2.5以上 3.0未満	13,000	26,200
3.0以上 3.5未満	14,500	28,500
3.5以上 4.0未満	16,000	30,900
4.0以上 4.5未満	18,000	33,900
4.5以上 5.0未満	19,500	36,200
5.0以上 5.5未満	21,500	39,100
5.5以上 6.0未満	23,500	42,100
6.0以上 6.5未満	25,000	44,600
6.5以上 7.0未満	27,000	47,500
7.0以上 7.5未満	29,000	50,400
7.5以上 8.0未満	30,500	52,900
8.0以上 8.5未満	32,500	55,800
8.5以上 9.0未満	34,500	58,600
9.0以上 9.5未満	36,000	61,100
9.5以上 10.0未満	38,000	64,000
10.0以上 10.5未満	40,000	66,900
10.5以上 11.0未満	41,500	69,400
11.0以上 11.5未満	43,500	72,300
11.5以上 12.0未満	45,500	75,100
12.0以上 12.5未満	47,000	77,700
12.5以上 13.0未満	49,000	80,500
13.0以上 13.5未満	51,000	83,400
13.5以上 14.0未満	52,500	86,000
14.0以上 14.5未満	54,500	89,000
14.5以上 15.0未満	56,000	91,500
15.0以上 15.5未満	58,000	94,700
15.5以上 16.0未満	60,000	97,700

	[16.0m <sup>3</sup> 以上の場合は、1.0m <sup>3</sup> 増すごとに4,000円を加算する。]	[16.0m <sup>3</sup> 以上の場合は、1.0m <sup>3</sup> 増すごとに6,200円を加算する。]
--	---	---

バッキ型

容量 (m <sup>3</sup> )	一般世帯の手数料 (円)	一般世帯以外の手数料 (円)
1.0未満	6,500	14,400
1.0以上 1.5未満	7,000	15,400
1.5以上 2.0未満	7,500	16,500
2.0以上 2.5未満	8,000	17,500
2.5以上 3.0未満	8,500	18,500
3.0以上 3.5未満	9,000	19,500
3.5以上 4.0未満	9,500	20,600
4.0以上 4.5未満	10,000	21,900
4.5以上 5.0未満	10,500	23,000
5.0以上 5.5未満	11,000	24,300
	[5.5m <sup>3</sup> 以上の場合は、0.5m <sup>3</sup> 増すごとに500円を加算する。]	[5.5m <sup>3</sup> 以上の場合は、0.5m <sup>3</sup> 増すごとに1,300円を加算する。]

別表第3 (第45条関係)

粗大ごみ処理手数料

番号	品目		手数料 (円)
家具類			
1	たんす	高さ&幅の寸法合計が150cm未満のもの	500
2	たんす	高さ&幅の寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	1,000
3	たんす	高さ&幅の寸法合計が250cm以上のもの	1,500
4	リビングボード、サイドボード、食器戸棚	高さ&幅の寸法合計が150cm未満のもの	500
5	リビングボード、サイドボード、食器戸棚	高さ&幅の寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	1,000
6	リビングボード、サイドボード、食器戸棚	高さ&幅の寸法合計が250cm以上のもの	1,500
7	棚、戸棚	高さ&幅の寸法合計が150cm未満のもの	200
8	棚、戸棚	高さ&幅の寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	500
9	棚、戸棚	高さ&幅の寸法合計が250cm以上のもの	1,000
10	本棚	組立式で背板のないもの	500
11	げた箱		500
12	コートハンガー		200
13	ラック	簡易な組立式	500
14	ラック	スチール製シェルビング	1,500
15	テーブル、座卓	一辺が70cm未満のもの	200
16	テーブル、座卓	一辺が70cm以上150cm未満のもの	500
17	テーブル、座卓	一辺が150cm以上のもの	1,000
18	いす		200
19	応接用いす	2人用以下	500
20	応接用いす	3人用以上	1,000

21	鏡台		500
22	机	両そで机	1,500
23	机	両そで机を除く。	1,000
24	ライティングデスク		1,500
25	衣装箱	3個までごとに	200
26	収納ケース	多段のもの	200
27	茶箱		200
28	座いす	スチール製のもの	200
29	姿見、鏡	一辺が70cm以上のもの	200
寝具、じゅうたん類			
30	ふとん	羽毛ふとんを除く。	200
31	マットレス		200
32	シングルベッド	ベッドマットを除く。	1,000
33	ダブルベッド	ベッドマットを除く。	1,500
34	ベッドマット		500
35	じゅうたん、カーペット、ホットカーペット	4.5畳以下のもの	200
36	じゅうたん、カーペット、ホットカーペット	4.5畳を超えるもの	500
37	ウッドカーペット	4.5畳以下のもの	500
38	ウッドカーペット	4.5畳を超えるもの	1,000
39	介護ベッド	分解したもの	3,000
台所用品			
40	電子レンジ		500
41	オープンレンジ		500
42	ガスオープン		1,000
43	食器乾燥機		200
44	食器洗い乾燥機		500
45	米びつ		200
46	キッチンワゴン		200
47	レンジ台		500
48	換気扇		200
49	ガステーブル	2口以上のもの	200
50	湯沸器		200
冷暖房器具			
51	ファンヒーター		500
52	パネルヒーター		500
53	オイルヒーター		500
54	石油ストーブ		200
55	電気ストーブ、ガスストーブ	一辺が40cm以上のもの	200
56	こたつ	こたつ板込み。一辺が150cm未満のもの	500
57	こたつ	こたつ板込み。一辺が150cm以上のもの	1,000
58	こたつ板		200
59	扇風機		200
60	冷風機		500
その他の家庭用品			
61	ミシン	卓上型	500

62	ミシン	箱型、脚付き	1,000
63	電気掃除機		200
64	除湿機		200
65	乾燥除湿機		500
66	ズボンプレスサー		200
67	火鉢		500
68	ホワイトボード		200
69	黒板		200
70	ハンガーラック		200
71	フロアスタンド		200
72	すのこ	合計面積1畳までごとに	200
73	24時間風呂循環装置	室内型	500
74	餅つき機		200
オーディオ、ビジュアル機器、事務機器			
75	ステレオセット	セットの横幅が80cm未満のもの	500
76	ステレオセット	セットの横幅が80cm以上のもの	1,000
77	スピーカー	一対につき。一辺が30cm以上50cm未満のもの	200
78	スピーカー	一対につき。一辺が50cm以上のもの	500
79	オーディオ機器単体		200
80	ラジカセ、ミニコンポ	一辺が40cm以上のもの	200
81	ビデオデッキ		200
82	カラオケ演奏機		500
83	プロジェクションテレビ		1,500
84	ワードプロセッサ（デスクトップ型）	本体	200
85	ワードプロセッサ（デスクトップ型）	ディスプレイ	500
86	ワードプロセッサ（デスクトップ型）	一体型（ノート型を除く。）	500
87	ノート型ワードプロセッサ		200
88	プリンター	一辺が40cm以上のもの	200
89	コピー機（家庭用）	一辺が40cm以上のもの	200
90	ファクシミリ	一辺が40cm以上のもの	200
91	パソコンラック		500
92	テレビ台		500
93	AVラック		1,000
94	アンテナ		200
子供用品			
95	一輪車、三輪車		200
96	ブランコ		1,000
97	滑り台		200
98	チャイルドシート		200
99	乳母車		200
100	ベビーベッド		500
101	ベビーゲージ		200
102	ぬいぐるみ	一辺が80cm以上のもの	200

趣味用品			
103	オルガン		1,000
104	琴		500
105	キーボード		200
106	電子ピアノ	卓上型	500
107	ギター	ハードケース込み	200
108	スキー板	ストック込み	200
109	ゴルフ用具	バッグ及びクラブ14本までごとに	200
110	サイクリングマシーン		500
111	ランニングマシーン		1,000
112	ローイングマシーン		500
113	プレスベンチ		500
114	ぶら下がり健康器		500
115	マッサージ機	いす型のもの	1,000
116	スノーボード		200
117	サーフボード		500
118	鉄アレイ	10kgまでごとに	500
119	スキーキャリア		200
120	スーツケース	一辺が50cm以上のもの	200
121	編み機		500
122	フラワースタンド		200
123	ペット小屋	0.6㎡未満のもの	500
124	ペット小屋	0.6㎡以上1㎡未満のもの	1,000
125	ペット小屋	1㎡以上1.8㎡未満のもので解体したもの	2,000
126	ペット小屋	1.8㎡以上3.3㎡未満のもので解体したもの	4,000
127	額縁		200
128	水槽（ガラス製）	一辺が40cm以上70cm未満のもの	200
129	水槽（ガラス製）	一辺が70cm以上120cm未満のもの	500
130	水槽（ガラス製）	一辺が120cm以上180cm未満のもの	1,000
131	水槽（プラスチック製）	一辺が40cm以上120cm未満のもの	200
132	水槽（プラスチック製）	一辺が120cm以上のもの	500
133	サマーベッド		200
134	クーラーボックス	40ℓ以上のもの	200
135	ビーチパラソル		200
建具類			
136	アコーディオンカーテン		500
137	ブラインド		200
138	網戸		200
その他			
139	物置	半畳以下で解体したもの	1,000
140	物置	半畳を超え1畳以下で解体したもの	2,000
141	物置	1畳を超え2畳以下で解体したもの	4,000
142	物干し竿		200
143	物干し台	1個につき	1,000
144	仏壇	一辺が130cm未満のもの	500
145	仏壇	一辺が130cm以上のもの	1,000
146	自転車	16インチ未満のもの	200
147	自転車	16インチ以上のもの	500

148	自転車	動力付のもの	1,000
149	車いす		500
150	車いす	電動式で軽量型のもの	1,000
151	脚立	5段以下のアルミ製のもの	200
152	脚立	6段以上のアルミ製のもの	500
153	芝刈り機	手動式	200
154	コンポスト容器		200
155	ショッピングカート		200
156	製図板		200
157	波板、トタン板		200
158	カーテンレール	5本までごとに	200
159	生ごみ処理機		500
160	歩行器		200
161	腰掛便座		500
162	家庭用簡易焼却炉		500 ただし、当分の間 無料とする。
163	この表に定めのない品目		形状、重量等を考 慮し、上記の品目 に準じて市長が 定める額

備考 この表において「一辺」とは、粗大ごみの最も長い一辺又は直径をいう。

全部改正〔平成15年条例12号〕、一部改正〔平成15年条例34号・16年10号・24号・21年18号〕

## 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第19号)の全部を改正する。

**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この規則は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び条例の例による。

(ごみゼロ化推進員)

**第3条** 市長は、条例第8条第1項に規定するごみゼロ化推進員(以下「推進員」という。)を次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 町会及び自治会(以下「町会等」という。)から推薦を受けた者
- (2) 公募による者
- (3) 市民団体から推薦を受けた者
- (4) 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学又は専修学校)から推薦を受けた者
- (5) 事業者
  - ア 販売事業者
  - イ 商店会から推薦を受けた者
  - ウ 業種別組合から推薦を受けた者

2 町会等、市民団体、学校、商店会又は業種別組合が推進員を推薦する場合は、ごみゼロ化推進員推薦書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 推進員の任期は、平成20年以後2年ごとの年の4月1日から翌々年の3月31日まで(以下この項において「任期間」という。)とし、再任を妨げない。ただし、任期間の途中で委嘱された推進員の任期は、委嘱された日の属する任期間の末日までとする。

(推進員の任務)

**第4条** 推進員は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量の啓発に関すること。
  - (2) 一般廃棄物の分別排出等適正な排出に関すること。
  - (3) 資源物の資源化及び再利用の促進に関すること。
  - (4) まちの美化及び清掃活動に関すること。
  - (5) 不法投棄の防止に関すること。
  - (6) レジ袋(購入した商品を運搬するために、無償又は有償で譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。)の削減に関すること。
  - (7) 販売事業者による容器包装の自主回収及び処理の促進に関すること。
  - (8) 空き缶、吸い殻等の投棄の防止に関すること。
  - (9) 小金井市まちをきれいにする条例(平成9年条例第25号)第11条に規定する路上禁煙地区における喫煙防止に関すること。
  - (10) 市民のごみ分別等に対する助言又は指導を行うごみの相談員の業務に関すること。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正処理及び減量に関すること。
- 2 推進員は、前項に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、自主的な活動を行うものとする。

(ごみゼロ化推進会議)

**第5条** 前条に規定する任務を効果的に遂行するため、推進員で構成するごみゼロ化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議に、議長及び副議長1人を置く。
- 3 議長及び副議長は、推進員の中から互選する。
- 4 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理



する。

6 推進会議は、年1回総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

7 総会は、議長が招集する。

8 総会は、推進員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

9 総会の議事は、出席した推進員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 推進会議の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(部会)

**第6条** 推進会議に、次の部会を置く。

(1) ごみゼロ化啓発部会

(2) 事業所部会

(3) まち美化部会

2 推進員は、前項各号に掲げる部会のいずれか一つ以上に所属する。

3 第1項各号の部会に、それぞれ部会長及び副部会長1人を置く。

4 第1項各号の部会に、それぞれ運営委員を置く。

5 部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(役員会)

**第7条** 推進会議に、役員会を置く。

2 役員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総会の運営に関すること。

(2) 部会間の連絡及び調整に関すること。

(3) 市との連絡及び調整に関すること。

(4) 部会の活動支援に関すること。

3 役員会は、議長、副議長、部会長及び副部会長で構成する。

4 役員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(再利用に関する計画)

**第8条** 条例第15条に規定する再利用に関する計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 再利用の基本方針に関すること。

(2) 再利用促進のための方策に関すること。

(3) 資源物等の発生量及び再利用量の見込みに関すること。

(4) 再利用のための施設整備に関すること。

(5) 再利用促進のための啓発等に関すること。

(6) その他再利用に関し必要な事項

2 市長は、再利用に関する計画について、これを市民に明らかにしなければならない。

## **第2章 事業用大規模建築物等**

(事業用大規模建築物等)

**第9条** 条例第20条第1項に規定する事業用の大規模建築物等（以下「事業用大規模建築物等」という。）とは、事業の用途に供する延床面積1,500平方メートル以上及び市長が特に必要と認める建築物等とする。

(廃棄物管理責任者)

**第10条** 事業用大規模建築物等の所有者は、条例第20条第2項に規定する当該建築物等から排出される廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物等の所有者は、前項の届出に変更があった場合、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任（変更）届により、市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物等における減量及び再利用計画)

**第11条** 事業用大規模建築物等の所有者は、条例第20条第3項に規定する次の各号に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書（様式第4号）を毎年5月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建築物等の種類

- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項  
(再利用対象物の保管場所)

**第12条** 条例第20条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。
- (4) 搬入、搬出作業が容易にできるものであること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
- (6) その他生活環境の保全上支障を生じるおそれのないものであること。

2 事業用大規模建築物等を建設しようとする者は、条例第20条第6項に規定する再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する当該建築物等の確認の申請の前までに、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

### 第3章 一般廃棄物の処理等 (適正処理困難物)

**第13条** 市長は、条例第26条第1項に規定する適正処理困難物を指定する場合、あらかじめ審議会の意見を聞くとともに、他の地方公共団体と協議するものとする。

(一般廃棄物処理計画)

**第14条** 条例第29条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正処理の方法
- (5) 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関し、占有者、又は事業者の協力義務の内容
- (6) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

**第15条** 条例第30条第3項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条によるものとする。

(家庭廃棄物の排出場所の設置)

**第15条の2** 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、条例第31条第1項に規定する家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を、市長が別に定める基準に従い建物ごとに設置するものとする。

(家庭廃棄物を収納する袋の基準等)

**第15条の3** 条例第31条第2項に規定する家庭廃棄物を収納する袋（条例第31条の2第1項に規定する指定収集袋を除く。）の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (3) 可燃ごみを収納する袋は、処理に適した素材であること。

2 前項に規定する袋に収納することができない廃棄物は、ひもでくくるなどして排出しなければならない。

(指定収集袋の基準)

**第15条の4** 条例第31条の2第1項及び第2項に規定する指定収集袋は、耐水性があり、かつ、内容物が識別できる程度の透明度を有するものであって、その種類及び容量は次の表に定めるところによる。

指定収集袋の種類			容量
家庭廃棄物	可燃ごみ用指定収集袋 (様式第6号)	特小袋	5 ℓ相当
		小袋	10 ℓ相当
		中袋	20 ℓ相当
		大袋	40 ℓ相当
	不燃ごみ用指定収集袋 (様式第7号)	特小袋	5 ℓ相当
		小袋	10 ℓ相当
		中袋	20 ℓ相当
		大袋	40 ℓ相当
事業系一般廃棄物	可燃ごみ用指定収集袋 (様式第8号)	小袋	12.5 ℓ相当
		中袋	25 ℓ相当
		大袋	50 ℓ相当
	不燃ごみ用指定収集袋 (様式第9号)	小袋	12.5 ℓ相当
		中袋	25 ℓ相当
		大袋	50 ℓ相当

(事業系一般廃棄物の指定収集袋の収納重量)

**第15条の5** 前条に規定する事業系一般廃棄物の指定収集袋1袋の収納重量は、小袋を2キログラムと、中袋を4キログラムと、大袋を8キログラムとみなすものとする。

(動物の死体の届出)

**第16条** 条例第33条に規定する動物の死体の届出をしようとする者は、動物の死体届出書(様式第10号)によってしなければならない。

(事業者に対する運搬等の命令)

**第17条** 条例第35条第1項に規定する市長がその処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物(し尿を除く。)
  - 1日の平均排出量 10キログラム以上
  - 臨時の排出量 100キログラム以上
- (2) し尿
  - 1日の平均排出量 60リットル以上

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

**第18条** 条例第36条第2項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないものであること。
- (4) ねずみ族が生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないものであること。
- (5) 搬入、搬出等の作業の安全が確保できるものであること。
- (6) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他の注意事項を表示すること。
- (7) 市長が実施する収集、運搬等の業務の提供を受ける場合は、市の収集運搬作業の方法に適合するものであること。
- (8) その他生活環境の保全上支障を生じるおそれのないものであること。

(事業系一般廃棄物の排出基準)

**第19条** 条例第37条第2項に規定する事業系一般廃棄物の排出基準は、次のとおりとする。

- (1) 家庭廃棄物の排出に準じ、種類ごとに分別して排出すること。
- (2) 再利用が可能な物と廃棄物を分別して排出すること。
- (3) その他一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

(一般廃棄物管理票提出事業者)

**第20条** 条例第38条第1項に規定する事業者は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の1日平均の排出量が300キログラム以上の者
- (2) 事業系一般廃棄物を臨時に排出する者

- (3) その他特に市長が指定する者  
(一般廃棄物管理票)

**第21条** 条例第38条第1項に規定する一般廃棄物管理票(様式第11号)は、複写式で、次の各号のものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票(甲票)(以下「甲票」という。)  
(2) 一般廃棄物管理票(乙票)(以下「乙票」という。)  
(3) 一般廃棄物管理票(丙票)(以下「丙票」という。)  
(4) 一般廃棄物管理票(丁票)(以下「丁票」という。)  
(一般廃棄物管理票の記載事項)

**第22条** 条例第38条第1項に規定する事業者が市長に提出する一般廃棄物管理票には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 作成年月日及び作成担当者の氏名  
(2) 排出事業者の氏名又は名称及び所在地  
(3) 事業系一般廃棄物の排出場所  
(4) 事業系一般廃棄物の種類、形状及び重量  
(5) 運搬車の種類、車両番号及び運転者の氏名  
(6) 積替え又は保管の有無  
(7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第38条第2項に規定する事業者が受託者に交付する一般廃棄物管理票には、前項各号に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び所在地  
(2) 受託者の一般廃棄物収集運搬業の許可番号  
(一般廃棄物管理票の交付)

**第23条** 条例第38条第2項に規定する一般廃棄物管理票の交付は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。  
(2) 一般廃棄物管理票に記載された事項が事実と相違ないことを確認のうえ、交付すること。  
(一般廃棄物管理票の回付等)

**第24条** 条例第38条第2項に規定する受託者は、前条の規定により一般廃棄物管理票の交付を受けたときは、乙票及び丙票に運搬車の種類及び重量、積替え又は保管の有無を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物と一般廃棄物管理票に記載された事項が相違ないことを確認のうえ、甲票を事業者に戻付する。

2 市長は、条例第38条第1項に規定する事業者から丙票及び丁票の提出を受けた場合には、丙票及び丁票に提出の日時を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物の種類及び数量が一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、丙票を自らが保管し、事業者に戻付する。

3 前項の規定は、条例第38条第3項に規定する市長が受託者から一般廃棄物管理票の提出を受けた場合に準用する。この場合において、「事業者」とあるのは「受託者」と、「丙票及び丁票」とあるのは「乙票、丙票及び丁票」と、「丁票」とあるのは「乙票及び丁票」と読み替えるものとする。

4 前項に規定する市長から乙票及び丁票を回付された受託者は、乙票を保存するとともに、速やかに丁票を事業者に戻付しなければならない。

(一般廃棄物管理票の確認)

**第25条** 一般廃棄物管理票を交付した事業者は、当該丁票と受託者から回付された甲票の記載の内容を照合し、当該事業系一般廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければならない。

2 前項の事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から30日以内に丁票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対し必要な措置を講ずるとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

**第26条** 条例第39条第1項に規定する市長が指定する処理施設での受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第29条の規定に基づく一般廃棄物処理計画に適合したものであること。  
(2) 条例第32条第1項に掲げるもの以外のものであること。

(3) その他一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないものであること。

#### 第4章 廃棄物処理手数料

(排出量の算定)

**第27条** 条例第45条第1項の廃棄物処理手数料の算定基礎となる臨時に排出する一般廃棄物の排出量は、毎月末日の状態によって市長が認定する。

(排出量算定基準の特例)

**第28条** 条例第45条第2項に規定する重量以外の基準による場合は、1立方メートル当たりを250キログラムに換算し、算定する。

(廃棄物処理手数料の納期)

**第29条** 廃棄物処理手数料(指定収集袋により排出される廃棄物及び粗大ごみに係るものを除く。)の納期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般家庭のし尿処理手数料の納期は、次のとおりとする。

第1期(4月から7月までの4か月) 7月1日から同月31日まで

第2期(8月から11月までの4か月) 11月1日から同月30日まで

第3期(12月から翌年3月までの4か月) 3月1日から同月31日まで

(2) 毎月末日の状態で決定したものについては、廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書(以下「納入通知書」という。)の発行の日の属する月とする。

(3) 動物の死体処理手数料の納期は、死体処理をした日の属する月とする。

(4) 浄化槽清掃手数料の納期は、浄化槽清掃手数料納入通知書兼領収書の発行の日の属する月とする。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期によりがたいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(一般廃棄物の処理の申込み)

**第30条** 条例第45条第1項各号に規定する一般廃棄物(指定収集袋により排出される廃棄物を除く。)の処理の申込みをしようとする者は、一般廃棄物持込処理申込書兼確認書(様式第12号)、粗大ごみ等処理申込書(様式第13号)、一般家庭し尿処理申込書(様式第14号)、し尿等処理申込書兼確認書(様式第15号)又は浄化槽清掃申込書兼確認書(様式第16号)により市長に申し込まなければならない。

(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

**第30条の2** 条例第45条第1項に規定する廃棄物処理手数料(指定収集袋により排出される廃棄物及び粗大ごみに係るものを除く。)は、納入通知書により徴収する。ただし、納入通知書により難しい場合は、これを省略することができる。

2 条例第45条第1項第3号に規定する粗大ごみの処理手数料を納入したときは、粗大ごみ処理券(様式第17号、様式第17号の2。以下「粗大ごみシール」という。)を交付するものとする。

(粗大ごみの収集事業所の範囲)

**第30条の3** 条例第45条第1項第3号に規定する事業所とは、社会福祉、教育事業を行う事業所で市長が認めた事業所とする。

(指定収集袋の交付方法)

**第31条** 条例第45条の2に規定する指定収集袋は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類ごとに、同表の右欄に掲げる廃棄物処理手数料を納入した者に、納入額に応じた枚数を交付するものとする。

指定収集袋の種類		廃棄物処理手数料 (1枚当たり)
家庭廃棄物	可燃ごみ用指定収集袋、不燃ごみ用指定収集袋	特小袋 10円
		小袋 20円
		中袋 40円
		大袋 80円
事業系一般廃棄物	可燃ごみ用指定収集袋	小袋 88円
		中袋 176円

	不燃ごみ用指定収集袋	大袋	352円
		小袋	86円
		中袋	172円
		大袋	344円

(廃棄物処理手数料の減免)

**第31条の2** 条例第46条の規定に基づく廃棄物処理手数料の減免基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 天災、火災等を受けた者が、当該天災、火災等により排出する必要が生じた廃棄物を排出する場合 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に規定する支援給付を受けている世帯（以下「中国残留邦人等支援給付受給世帯」という。） 免除。ただし、指定収集袋により排出される廃棄物に係る処理手数料については、別表第1に定める指定収集袋の枚数相当額を限度とする。
- (3) 前号に掲げる世帯を除き次のアからキまでのいずれかに該当する世帯 免除（指定収集袋により排出される廃棄物に係る処理手数料に限る。）。ただし、別表第1に定める指定収集袋の枚数相当額を限度とする。
  - ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者の世帯
  - イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の世帯
  - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第37条の規定に基づく遺族基礎年金のみの支給を受けている者の世帯
  - エ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この号において「改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者の世帯
  - オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者が属する世帯であって、当該世帯の構成員全員の前年度分の市民税が非課税である世帯
  - カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている者が属する世帯であって、当該世帯の構成員全員の前年度分の市民税が非課税である世帯
  - キ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に障害の程度が1度又は2度である者として記載されている者が属する世帯であって、当該世帯の構成員全員の前年度分の市民税が非課税である世帯
- (4) 社会福祉、教育事業を行う事業所で、市長が認めた事業所 免除（指定収集袋により排出される廃棄物に係る処理手数料に限る。）。ただし、市長が別に定める指定収集袋の枚数相当額を限度とする。
- (5) 町会、自治会等の各種団体又は個人が、道路、公園等の公共空間の清掃活動を行う場合 免除
- (6) 紙おむつを使用している者の保護者又は介護者の世帯 免除（紙おむつに係る処理手数料に限る。）。)
- (7) 次に定める枝木又は草葉（以下この号において「枝木等」という。）を排出する場合（枝木等の剪定を業としない事業者が排出する場合は、1回当たりの枝木等の排出量が3以下の束又は袋を排出する場合に限る。） 免除
  - ア 枝木の長さが1メートル以内、1本の直径が15センチメートル以内、束の直径が30センチメートル程度の束
  - イ 容量が45リットル以下の袋に収容した草葉
- (8) その他市長が特別の理由があると認めた者 3分の1減額、2分の1減額又は免除

(減免申請手続)

**第32条** 前条に規定する廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者(社会福祉、教育事業を行う事業所で市長が認めた事業所を除く。)は、廃棄物処理手数料(減額・免除)申請書(様式第18号)又は廃棄物処理手数料免除申請書(様式第18号の2、様式第18号の3)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の廃棄物処理手数料(減額・免除)申請書又は廃棄物処理手数料免除申請書の提出があり、前条の規定に適合すると認めたときは、廃棄物処理手数料(減額・免除)承認書(様式第19号)又は別表第1に掲げる枚数の指定収集袋を交付するものとする。

(廃棄物処理手数料の還付)

**第32条の2** 条例第46条の2ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 指定収集袋又は粗大ごみシールの交付を受けた占有者等が、市外に転出するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

## 第5章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

**第33条** 条例第47条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第21号)に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類

(3) 収集又は運搬の別

(4) 継続的な作業場所及び運搬先

(5) 運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量

(6) 主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号

(7) 作業計画

(8) 従業員の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)

(2) 身分証明書(個人の場合に限る。)

(3) 申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)が条例第47条第3項第4号アからエまでに該当しない旨を記載した書類

(4) 印鑑証明書

(5) 運搬先を証明できる書類

(6) 運搬車の車庫、廃棄物の積替施設等の配置図、設計図(積替施設に限る。)、写真及び付近の見取図

(7) 事務所、その他の施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図

(8) 自動車検査証の写し

(9) 従業員名簿

(10) 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類(新規に事業を始める者は、資本金額等を証明する書類)

(11) 個人の場合は、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類

(12) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

**第34条** 条例第47条第2項に規定する一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄

物処分業許可申請書（様式第22号）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 処分（最終処分場を除く。）又は最終処分の別
- (4) 処分の方法
- (5) 処分（最終処分場を除く。）の場合は処分先
- (6) 一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場等の名称、所在地及び電話番号
- (8) 作業計画
- (9) 従業員の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）が条例第47条第3項第4号アからエまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) 印鑑証明書
- (5) 処分先を証明できる書類（最終処分を除く。）
- (6) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真及び付近の見取図、案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (7) 事務所、一般廃棄物処理施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
- (8) 従業員名簿
- (9) 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（新規に事業を始める者は、資本金額等を証明する書類）
- (10) 個人の場合は、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
- (11) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 法第7条第5項に規定する許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

（業の許可基準）

**第35条** 条例第47条第3項第3号（条例第48条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準は、一般廃棄物収集運搬業にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条の2各号に、一般廃棄物処分業にあつては省令第2条の4各号に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業にあつては、一般廃棄物の運搬先を明確にできること。
- (2) 一般廃棄物処分業（最終処分を除く。）にあつては、一般廃棄物の処分先を明確にできること。

（許可の更新期間）

**第36条** 条例第47条第4項に規定する期間は、2年とする。

（許可証）

**第37条** 条例第47条第6項に規定する許可証は、様式第23号のとおりとする。

（業の変更の許可）

**第38条** 条例第47条第1項に規定する許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）は、条例第48条第1項の規定により、第33条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（様式第24号）に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。



- (1) 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
  - (2) 許可の年月日及び許可の番号
  - (3) 変更の内容
  - (4) 変更の理由
  - (5) 変更に係る事業の用に供する収集運搬施設の種類、数量
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
  - (7) 変更予定年月日
  - (8) その他市長が必要と認める事項
- 2 第33条第2項の規定は、前項の申請について準用する。
- 3 条例第47条第2項に規定する許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、条例第48条第1項の規定により、第34条第1項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（様式第25号）に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- (1) 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
  - (2) 許可の年月日及び許可の番号
  - (3) 変更の内容
  - (4) 変更の理由
  - (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
  - (7) 変更予定年月日
  - (8) その他市長が必要と認める事項
- 4 第34条第2項の規定は、前項の申請について準用する。  
（変更届）
- 第39条** 一般廃棄物の収集運搬業者が第33条第1項第4号もしくは第5号に規定する事項を変更しようとするとき、又は一般廃棄物の処分業者が第34条第1項第5号もしくは第6号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により変更の承認を受けようとする者は、変更承認申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により承認したときは、変更承認書（様式第27号）を交付する。  
（業の変更届）
- 第40条** 一般廃棄物の収集運搬業者が第33条第1項第1号もしくは第6号から第8号までに規定する事項を変更したとき、又は一般廃棄物の処分業者が第34条第1項第1号もしくは第7号から第9号までに規定する事項を変更したときは、その変更した日から10日以内に業の変更届（様式第28号）により市長に届け出なければならない。  
（業の取消し及び停止命令等）
- 第41条** 市長は、条例第51条に規定する業の許可を取り消し、又は事業の全部もしくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（様式第29号）又は事業停止命令書（様式第30号）により行うものとする。
- 2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあつても、市長はその責任を負わない。  
（業の休止及び廃止届）
- 第42条** 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日の30日前までに業の休止兼廃止届（様式第31号）により市長に届け出なければならない。  
（許可証の再交付）

**第43条** 条例第52条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証き損亡失届（様式第32号）により市長に届け出なければならない。

2 き損により前項の届け出を行う者は、当該届け出にき損した許可証を添付するものとする。  
（許可証の返還）

**第44条** 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。
- (2) 条例第51条第1項により許可を取り消されたとき。
- (3) 許可の期間が満了したとき。

## 第6章 浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可の申請）

**第45条** 条例第54条に規定する、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第33号）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
  - (2) 事業の用に供する施設の概要
  - (3) 主たる事務所以外の営業所等の名称、所在地及び電話番号
  - (4) 従業員の数
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
  - (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
  - (3) 印鑑証明書
  - (4) 申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）が浄化槽法第36条第2号イからニ及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
  - (5) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
  - (6) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
  - (7) 事務所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
  - (8) 従業員名簿
  - (9) その他市長が必要と認める書類及び図面
- （許可の基準）

**第46条** 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定による。

（準用）

**第47条** 第37条及び第40条から第44条の規定は、浄化槽清掃業の許可について準用する。

## 第7章 雑則

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

**第48条** 条例第63条第1項に規定する大規模建築物とは、集合住宅の建築事業で、建築物の高さが10メートルを超え、地上3階以上のもの（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、集合住宅の建築事業で、軒の高さが7メートルを超えるか、又は地上3階以上のもの）で、かつ、その計画戸数が20戸以上の建築物をいう。

2 大規模建築物を建設しようとする者は、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（様式第5号）を建築基準法第6条第1項に規定する当該建築の確認の申請の前までに、市長に提出しなければならない。ただし、市の一般廃棄物処理業務の提供を受けない者は、この限りでない。

3 条例第63条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、第18条によるもののほか、別表第2のとおりとする。

（清掃指導員）

**第49条** 条例第65条に規定する清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 清掃指導員は、次の各号に定める職務を担当する。

- (1) 条例第66条第1項に規定する立入検査

- (2) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (3) 廃棄物の減量、再利用及びごみの出し方に関する指導
- (4) その他市長が必要と認める事項  
(清掃指導員の証票)

**第50条** 条例第66条第2項に規定する清掃指導員の証票は、清掃指導員証（様式第34号）とする。  
2 清掃指導員は、職務執行に当たり、常に清掃指導員証を携帯し、関係人からその呈示を求められたときは、これに応じなければならない。

(委任)

**第51条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**付 則** (平成6年9月27日規則第39号)

この規則は、平成6年12月1日から施行する。

**付 則** (平成7年1月20日規則第1号)

この規則は、平成7年3月1日から施行する。

**付 則** (平成7年3月31日規則第6号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**付 則** (平成7年12月21日規則第38号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

**付 則** (平成9年2月12日規則第21号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成9年2月12日から施行し、平成9年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず残品の存する限り使用することができる。

**付 則** (平成9年9月18日規則第66号)

この規則は、平成9年9月18日から施行する。

**付 則** (平成10年2月13日規則第13号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**付 則** (平成10年3月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず残品の存する限り使用することができる。

**付 則** (平成13年3月30日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

**付 則** (平成13年7月30日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成されている収集袋は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

**付 則** (平成14年11月1日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既に作成されている収集袋は、この規則による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成14年12月13日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年12月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に既に作成されている収集袋は、この規則による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成15年6月26日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月7日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に作成された用紙であって、次に掲げるものは、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができる。

（1）から（3）まで 略

（4） 第6条の規定による改正前の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則様式第12号、様式第13号及び様式第23号による用紙

（5）、（6） 略

付 則（平成17年4月1日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年6月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第32条の規定による減免申請手続及び指定収集袋の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

- 3 この規則の施行前に作成された改正前の第15条の規定による指定収集袋及び第15条の4の規定による粗大ごみ処理券は、残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成17年7月29日規則第40号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

付 則（平成18年3月15日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則による廃棄物処理手数料の免除世帯に対する指定収集袋の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

- 3 この規則の施行の日前に改正前の様式第7号、様式第8号又は様式第9号により作成された指定収集袋は、残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成18年6月22日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定により廃棄物減量等推進員に委嘱されている者の任期は、旧規則第3条第7項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

(小金井市廃棄物減量等推進審議会規則の一部改正)

3 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則（平成5年規則第34号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号を次のように改める。

(1) ごみゼロ化推進員代表 2人以内

付 則（平成19年12月17日規則第63号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にごみゼロ化推進員に委嘱されている者の任期は、この規則による改正前の第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付 則（平成20年3月12日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定による廃棄物処理手数料の免除世帯に対する指定収集袋の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成21年3月31日規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第12号により作成されている用紙は、この規則による改正後の様式第12号にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成21年7月14日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、平成20年12月1日から適用する。

付 則（平成22年1月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月18日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年8月3日規則第33号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

付 則（平成24年6月18日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月26日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第31条の2関係）

免除世帯に交付する指定収集袋の枚数

区分		可燃ごみ用指定収集袋	不燃ごみ用指定収集袋
2号	生活保護受給世帯	110枚	75枚
	中国残留邦人等支援給付受給世帯		
3号	児童扶養手当受給世帯	110枚	75枚
	特別児童扶養手当受給世帯		
	遺族基礎年金受給者の世帯		
	老齢福祉年金受給者の世帯		

	障害者が属する市民税非課税世帯	
--	-----------------	--

備考

- 1 3号については、それぞれの世帯区分に重複して該当する場合であっても、1世帯当たり可燃ごみ用指定収集袋110枚、不燃ごみ用指定収集袋75枚を限度とする。
- 2 各指定収集袋の枚数は、1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の枚数とし、市長が決定する免除の期間における週数に応じ按（あん）分して得た枚数を交付する。ただし、按（あん）分して得た枚数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 指定収集袋の種類は、2人までの世帯については小袋、3人又は4人の世帯については中袋、5人以上の世帯については大袋とする。ただし、老齢福祉年金受給者の世帯については、小袋とする。

別表第2（第48条関係）

廃棄物保管場所等設置基準

世帯数	保管場所の総面積
20世帯まで	4 m <sup>2</sup> 以上
21世帯以上35世帯まで	6 m <sup>2</sup> 以上
36世帯以上50世帯まで	8 m <sup>2</sup> 以上
51世帯以上75世帯まで	12m <sup>2</sup> 以上
76世帯以上100世帯まで	15m <sup>2</sup> 以上
101世帯以上	世帯数に0.15m <sup>2</sup> を乗じた面積以上とする。（小数点以下は切上げ）

備考

- 1 単身専用世帯については、2分の1世帯として算定する。
- 2 保管場所は、有蓋とし、天高を2メートル以上確保すること。
- 3 保管場所は、廃棄物の種類ごとに分別できるよう、仕切りを設けること。
- 4 保管場所には洗浄設備、排水設備等衛生管理上必要な設備を設置すること。
- 5 保管場所が密閉構造であるときは、換気装置を備えること。
- 6 保管場所に至る通路は、幅員3メートル以上とし、101世帯以上は、幅員3.5メートル以上とする。
- 7 上記基準とは別に、粗大ごみ置き場を設けること。
- 8 店舗併用住宅については、上記基準とは別に事業系ごみの専用保管場所を設置すること。

平成25年度廃棄物会計

ごみ・資源物処理経費

(単位：円)

	区分	平成25年度	平成24年度	
収集運搬	燃やすごみ	330,336,699	336,079,150	
	燃やさないごみ	54,167,839	55,123,374	
	粗大ごみ	46,730,195	47,532,461	
	プラスチックごみ	96,868,367	98,586,120	
	古紙・布	159,262,025	163,294,521	
	びん・スプレー缶・有害ごみ	32,959,588	33,541,513	
	空き缶・金属	37,010,257	37,676,739	
	ペットボトル	55,537,215	56,524,458	
	拠点回収	4,243,499	4,122,675	
	有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	71,944,971	83,170,013	
	集団回収	22,910,489	22,514,228	
		小計	911,971,144	938,165,252
中間処理	焼却処理	738,465,379	764,433,394	
	選別等処理	不燃系ごみ破碎等処理	485,754,863	487,657,481
		古紙・布	2,635,299	2,661,178
		びん	33,451,315	34,021,982
		空き缶・金属	31,100,276	31,471,718
		ペットボトル	24,994,519	27,026,328
		拠点回収	4,080,368	4,431,822
		可燃粗大・布団	10,438,097	10,915,898
		有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	30,056,291	30,982,893
		小計	136,756,165	141,511,819
最終処分等	埋立・エコセメント化処理	249,125,548	281,772,717	
	その他	3,778,298	5,907,378	
	合計	2,525,851,397	2,619,448,041	

1 t 当たりの処理経費

(単位：円)

	区分	平成25年度	平成24年度
内訳	燃やすごみ	95,754	97,547
	燃やさないごみ	174,133	185,163
	粗大ごみ（可燃系・布団）	106,705	112,200
	粗大ごみ（不燃系）	188,937	199,842
	プラスチックごみ	161,311	168,523
	有害ごみ	128,936	182,047
	古紙・布	30,182	32,056
	びん・スプレー缶	62,892	65,046
	空き缶・金属	163,701	157,804
	ペットボトル	234,750	240,539
	拠点回収	143,515	142,575
	有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	103,976	123,944
	集団回収	14,838	14,960

ごみ・資源物の処理に係る歳入

(単位：円)

	区分	平成25年度	平成24年度
主な内訳	家庭系ごみ処理手数料	288,817,730	278,267,560
	事業系ごみ処理手数料	26,876,204	25,697,736
	自家搬入ごみ処理手数料	22,239,525	33,441,540
	粗大ごみ処理手数料	33,583,500	30,770,600
	可燃・不燃ごみ有価物売り払い収入	41,365,848	43,292,459
	その他	21,807,713	35,997,251
	合計	434,690,520	447,467,146